

坂出市  
公共施設等総合管理計画（第2期）

～持続可能な行財政運営のために～



令和8年3月 策定



香川県坂出市



# 目 次

第1章 はじめに.....	1
第1節 公共施設等総合管理計画の目的.....	1
第2節 本計画の位置付け.....	2
第3節 計画期間.....	2
第4節 計画対象施設.....	3
第2章 坂出市の概要.....	4
第1節 位置・地勢.....	4
第2節 人口の動向と将来予測.....	5
第3節 財政状況.....	7
第1項 歳入.....	7
第2項 歳出.....	9
第3項 有形固定資産減価償却率の推移.....	11
第3章 公共施設等の現状及び将来の更新費用推計.....	12
第1節 対象施設.....	12
第2節 建物系公共施設.....	13
第1項 整備状況.....	13
第2項 過去に行った対策の実績.....	15
第3項 将来の更新費用推計（従来型推計）.....	16
第4項 個別施設計画・長寿命化計画を踏まえた推計、対策の効果.....	17
第3節 インフラ系公共施設.....	18
第1項 将来の更新費用推計.....	18
第4節 企業会計系公共施設.....	19
第1項 将来の更新費用推計.....	19
第5節 坂出市が保有する全ての公共施設.....	20
第1項 将来の更新費用の推計及び財源の見込み.....	20
第6節 将来の更新費用推計における条件設定.....	21
第4章 公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針.....	23
第1節 公共施設における現状と課題.....	23
第2節 基本的な考え方.....	23
第3節 点検・診断等の実施方針.....	24
第4節 維持管理・修繕・更新等の実施方針.....	25
第5節 安全確保の実施方針.....	26
第6節 耐震化の実施方針.....	26
第7節 長寿命化の実施方針.....	26

第8節 統合や廃止の実施方針.....	29
第9節 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針 .....	29
第10節 ユニバーサルデザイン化の推進方針 .....	30
第11節 脱炭素化の推進方針 .....	30
第12節 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 .....	30
<b>第5章 建物系公共施設の管理に関する基本的な方針 .....</b>	<b>31</b>
<b>第1節 市民文化系施設.....</b>	<b>31</b>
第1項 集会施設.....	31
第2項 文化施設.....	32
<b>第2節 社会教育系施設.....</b>	<b>34</b>
第1項 図書館 .....	34
第2項 博物館等.....	34
<b>第3節 スポーツ・レクリエーション系施設.....</b>	<b>36</b>
第1項 スポーツ施設 .....	36
第2項 レクリエーション・観光施設.....	37
<b>第4節 産業系施設.....</b>	<b>39</b>
第1項 産業系施設 .....	39
<b>第5節 学校教育系施設.....</b>	<b>41</b>
第1項 学校.....	41
第2項 その他教育施設.....	42
<b>第6節 子育て支援施設.....</b>	<b>43</b>
第1項 幼保・こども園.....	43
第2項 幼児・児童施設.....	44
<b>第7節 保健・福祉施設.....</b>	<b>45</b>
第1項 高齢福祉施設 .....	45
第2項 保健施設.....	46
<b>第8節 医療施設.....</b>	<b>47</b>
第1項 医療施設.....	47
<b>第9節 行政系施設.....</b>	<b>48</b>
第1項 庁舎等 .....	48
第2項 消防施設.....	49
第3項 その他行政系施設 .....	51
<b>第10節 市営住宅 .....</b>	<b>53</b>
第1項 市営住宅.....	53
<b>第11節 公園.....</b>	<b>55</b>
第1項 公園施設.....	55

第12節 供給処理施設 .....	56
第1項 供給処理施設 .....	56
第13節 その他.....	59
第1項 その他 .....	59
第6章 インフラ系公共施設の管理に関する基本的な方針.....	62
第1節 市道.....	62
第2節 橋りょう .....	65
第3節 港湾.....	67
第4節 漁港.....	70
第7章 企業会計系公共施設の管理に関する基本的な方針.....	73
第1節 上水道施設.....	73
第2節 下水道施設.....	73
第3節 病院施設 .....	75
第8章 おわりに .....	77
第1節 推進体制 .....	77
第2節 今後の課題.....	77
第3節 フォローアップの実施方針.....	78







# 第1章 はじめに

## 第1節 公共施設等総合管理計画の目的

我が国においては、高度経済成長期から急激な人口増加と社会構造の変化に伴う行政需要の増加に応じて、学校施設、福祉施設、市営住宅、道路や橋りょう等の多くの公共施設の整備が進められてきました。これらの公共施設等は、その多くが整備後、長期間を経過し、老朽化が進んでいます。そのため、このような公共施設は、今後大規模改修や、修繕、建替が必要となってきます。

我が国の景気については、米国の通商政策による影響がみられるものの、緩やかに回復しております。他方、我が国の財政状況は、急速な高齢化を背景とする社会保障関係費の増加、世界的な物価高騰への対応等もあり、財政状況は大幅に悪化しており極めて厳しい状況にあります。

地方公共団体においても、少子・高齢社会の進行、高度情報化時代の到来等、社会経済情勢が急速に変化をしていく中で、高度化・多様化する住民ニーズに対応し、住民の皆様に満足していただける行政サービスを提供していくことが求められており、そのために、財政基盤の充実が喫緊の課題となっています。

公共施設の老朽化は社会的な問題となっており、本市においても将来の公共施設等に係る建替や改修等の更新費用が増加することが予測されます。さらに、厳しい財政状況が続く中で、今後人口減少等により、公共施設等の利用需要が低下していくことが予測されます。

これらの現状を踏まえて、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、また長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。

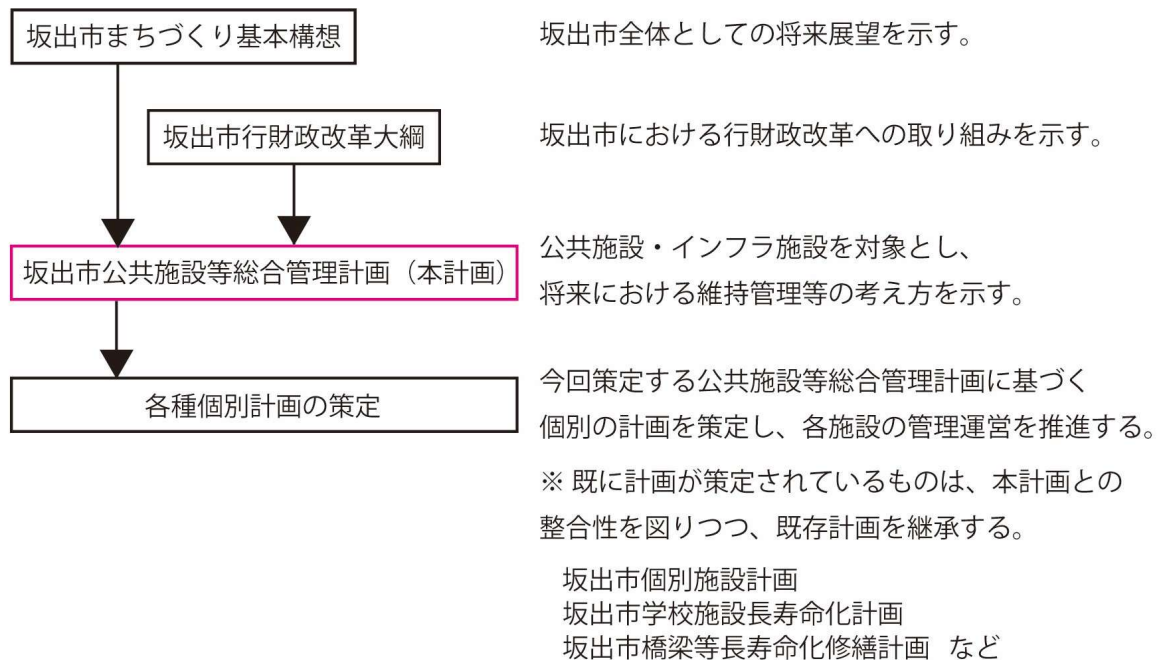
このような状況下、本市では、教育・子育て分野において学校再編整備計画の策定・推進や小中学校の耐震化等の対策を進め、県内他市に先駆けて、平成23年度末までに全ての幼稚園、小・中学校の構造体の耐震化工事を終えています。また、新たな学校給食センターや認定こども園の整備なども進めてきました。医療福祉分野においては、平成26年の坂出市立病院の新築移転や既存施設の転用によるさかいで子育て支援センターの設置をし、その他の分野におきましても、旧王越小学校の宿泊型野外活動施設への転用や坂出市役所本庁舎の建替による防災拠点づくり等を進めてきました。また現在は、坂出駅前の複合施設や再編新校（前期）の整備を進めています。

この「坂出市公共施設等総合管理計画」は、様々な社会情勢を踏まえ、公共施設等の全体像を明らかにし、長期的な視点をもって、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的として策定するものです。本市では個別施設計画（長寿命化計画）を順次策定しており、これらの計画の内容を踏まえ、第2期計画の策定を令和7年度に行いました。

## 第2節 本計画の位置付け

図表 1-1 では、本市における公共施設等総合管理計画の体系図を示しています。本計画は、本市の最上位方針である「坂出市まちづくり基本構想」を下支えする計画であり、行財政改革の方針を示した「坂出市行財政改革大綱」と連動して、各政策分野の中で公共施設等の総合管理について横断的な指針を提示するものです。また、各種施設に対する長寿命化計画等の既に策定済みである個別の公共施設計画については、本計画の方針との整合性や計画自体の実現可能性を相互に検証することとします。

図表 1-1：坂出市公共施設等総合管理計画体系図



## 第3節 計画期間

計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

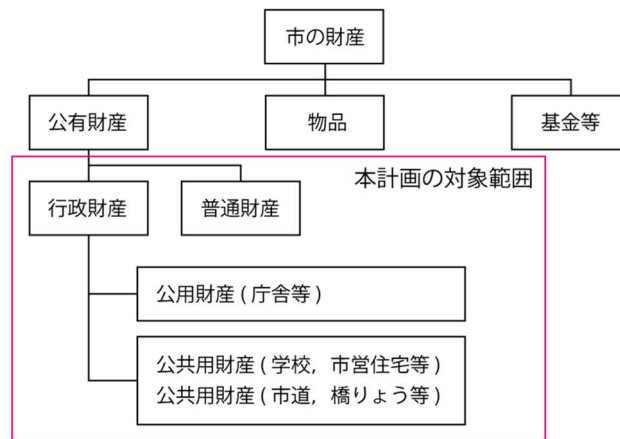
国より個別の施設やインフラ毎の実行計画を策定することが求められていたことから、各施設の具体的な整備方針や実施時期、対策費用等を示した個別施設計画（長寿命化計画）を順次策定しており、個別施設計画（長寿命化計画）の中間見直し結果を反映しています。

今後も、本市を取り巻く社会・経済情勢や法令・国の施策等の進行状況、建設技術の向上等を考慮し、計画期間内であっても、適宜見直し等を行います。

## 第4節 計画対象施設

本市が保有している施設が本計画の対象となります。庁舎や学校等の公共施設や、市道や橋りょう等のインフラ施設等が含まれます。

図表 1-2：計画対象施設の範囲

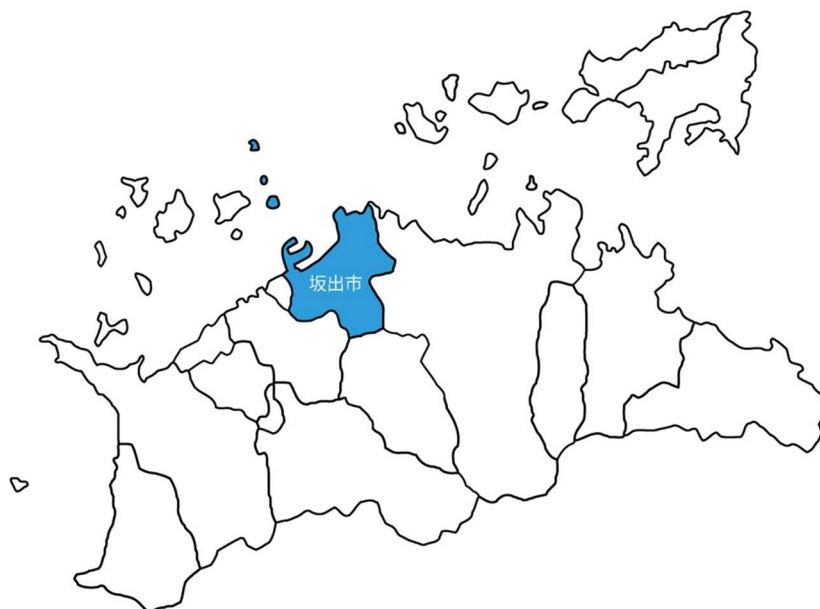


※ただし、坂出市が保有する土地及び工作物等を除く。

## 第2章 坂出市の概要

### 第1節 位置・地勢

図表 2-1：坂出市の位置



坂出市は、香川県のほぼ中央北側に位置し、総面積は92.46km<sup>2</sup>で、東西に14.65km、南北に18.20km、海岸線は瀬戸内海沿いに約76kmに及びます。市内で最も高い山が高松市との境にある五色台の中の大平山(478.7m)で、次いで丸亀市との境にある城山(462.2m)、飯野山(421.7m)と400mを超える山はわずかしかなない比較的なだらかな地形です。

市街地は、もともと塩田であった場所を海に向かって埋め立てていった場所が多いため、海岸線から市中心部に向かって徐々に低くなっています。また、北には穏やかな瀬戸内海があり、12の島々が存在します。気候は、瀬戸内海地域の特徴をよく表しており、降水量が少なく温暖です。このため、古くより多くのため池が築かれ、市内に500箇所あるため池は農業用水の貴重な水資源となっています。

市域は、内海を埋め立て造成した番の州臨海工業地帯(約620ha)、市中心部の商業地帯、周縁部の農業地帯、島しょ部及び東部沿岸地区の漁業等により、調和のとれた都市形態となっています。

## 第2節 人口の動向と将来予測

### (1) 人口の動向

我が国の人口は減少局面に転じており、今後の少子化・高齢化の一層の進行により、年齢構成や世帯構成が変化していく中で、本市においても、家族や地域コミュニティの状況が変化していくことが見込まれます。また、経済については、かつてのような成長は期待できず、税収の増加は見込めない状況ですが、一方で、高齢化に伴い医療や介護といった社会保障関係の費用は増大していくものと考えられます。

経済活動のグローバル化が進み、情勢の変化が厳しい中で、これまでの経験をもとに将来を予測することは難しい状況にあります。他方、成熟社会を迎え、市民生活は、生活様式や就労形態、価値観の多様化が進み、行政サービスに対するニーズもまた複雑・多様化、高度化してきています。また、情報社会の進展により、人と人とのつながり方も様々な形をとるようになっていきます。

### (2) 将来の人口推計

坂出市の人口は今後も減少することが予測され、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和2年に50,624人であるのに対して、計画目標年の令和17年には42,758人となり、約7,800人減少する見通しとなっています。さらに20年後の令和27年には37,488人、令和32年には35,075人になると予測されています。高齢化率も年々上昇しており、平成2年以降は、老年人口が年少人口を上回っています。このまま人口減少が進むと、税収減や人口密度の低下を引き起こし、生活サービス機能の維持が困難になること等が懸念されます。

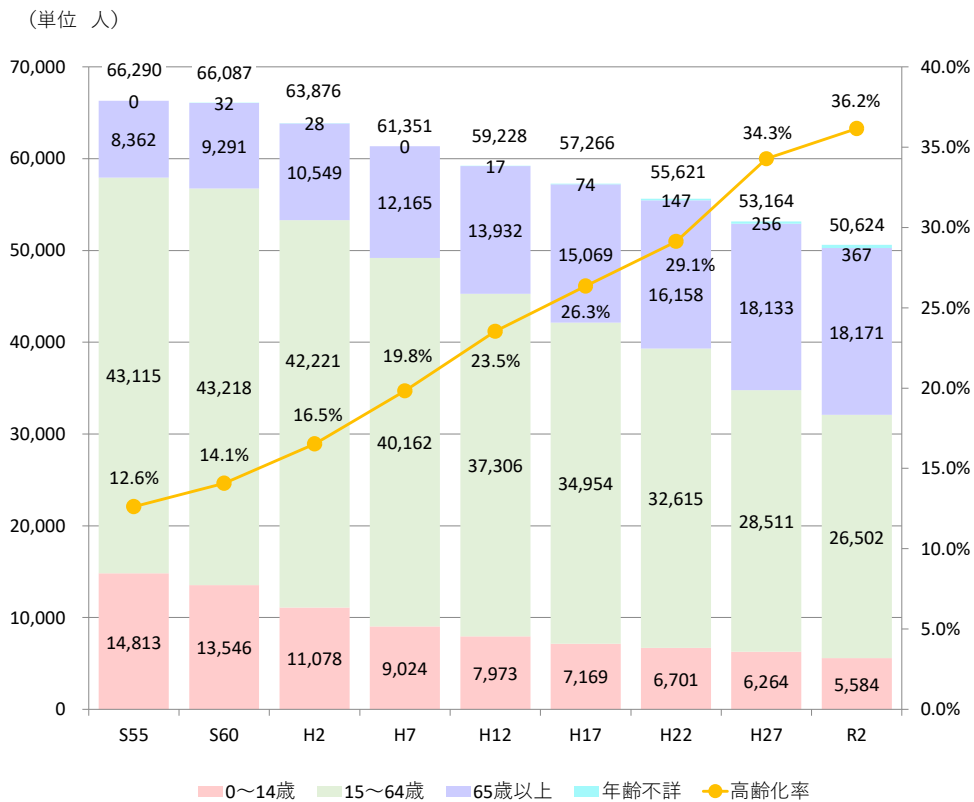
一方で、本市の昼夜間人口比率(夜間人口100人当たりの昼間人口)は、四国で第2位の水準となっており、市外から多くの方が本市に働きに来ています。このことは、本市にとって強みであり、働く場所から住む場所に変えていくことで、居住者を増やすことができると考えられます。

以上の点を踏まえ、本市が令和7年3月に策定した、人口の現状を分析し今後めざすべき将来の方向と人口の将来展望を提示する「坂出市人口ビジョン」においては、人口減少の克服及び地域活力の向上のための様々な取組を推進し、転出の抑制はもちろん、県内外からの転入を促進することにより、令和17年(計画最終年度)の将来人口展望を45,303人、令和42年は40,000人と設定しています。

図表 2-2 : 坂出市の人口及び高齢化率の推移

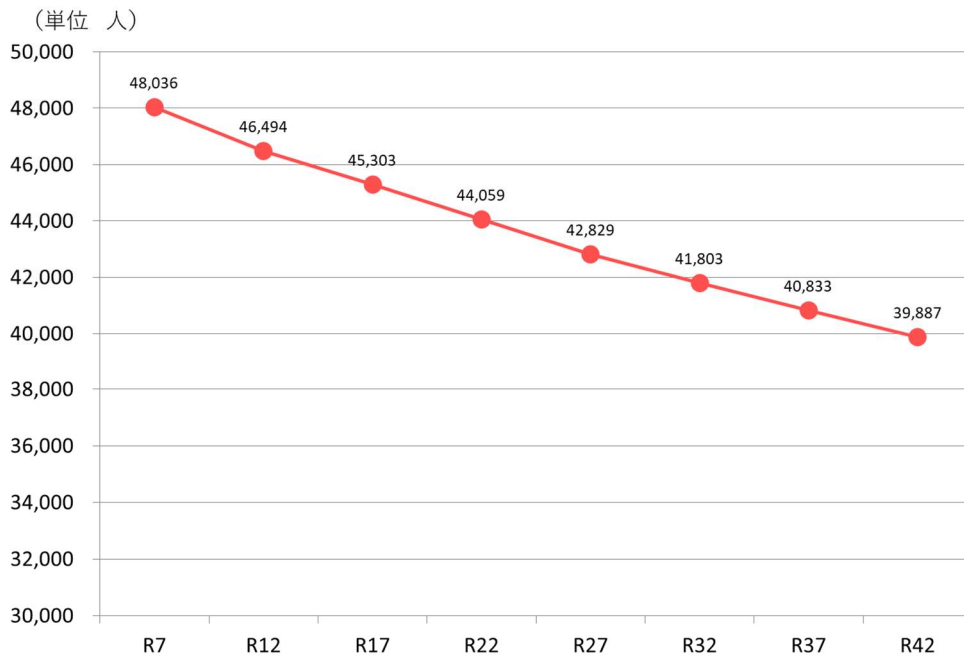
年度	H12	H17	H22	H27	R2	R2 /H12
人口[人]	59,228	57,266	55,621	53,164	50,624	85.5%
高齢化率	23.5%	26.3%	29.1%	34.3%	36.2%	-

図表 2-3：坂出市の人口及び高齢化率の推移



(資料：各年の国勢調査)

図表 2-4：坂出市の将来人口予測



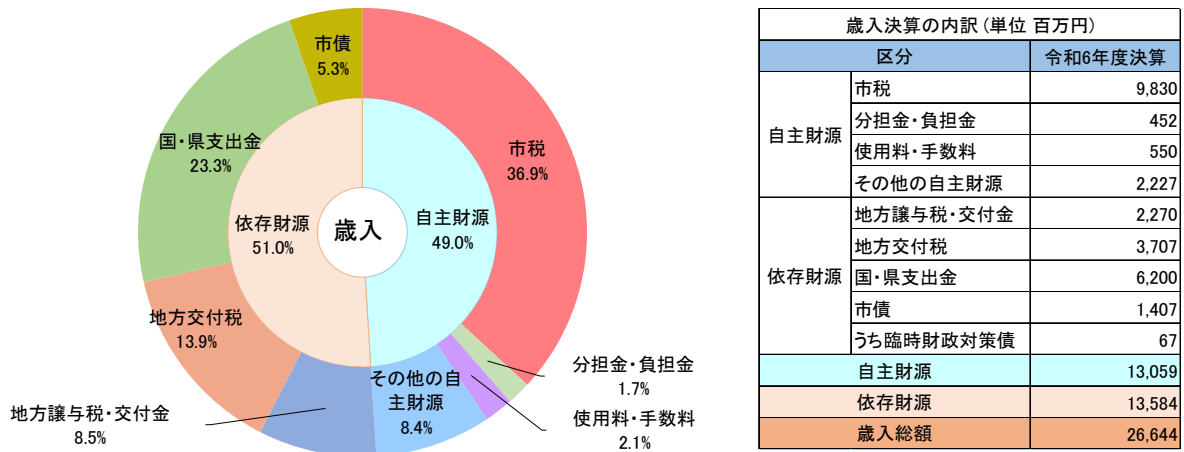
(資料：坂出市人口ビジョン 令和7(2025)年3月)

### 第3節 財政状況

#### 第1項 歳入

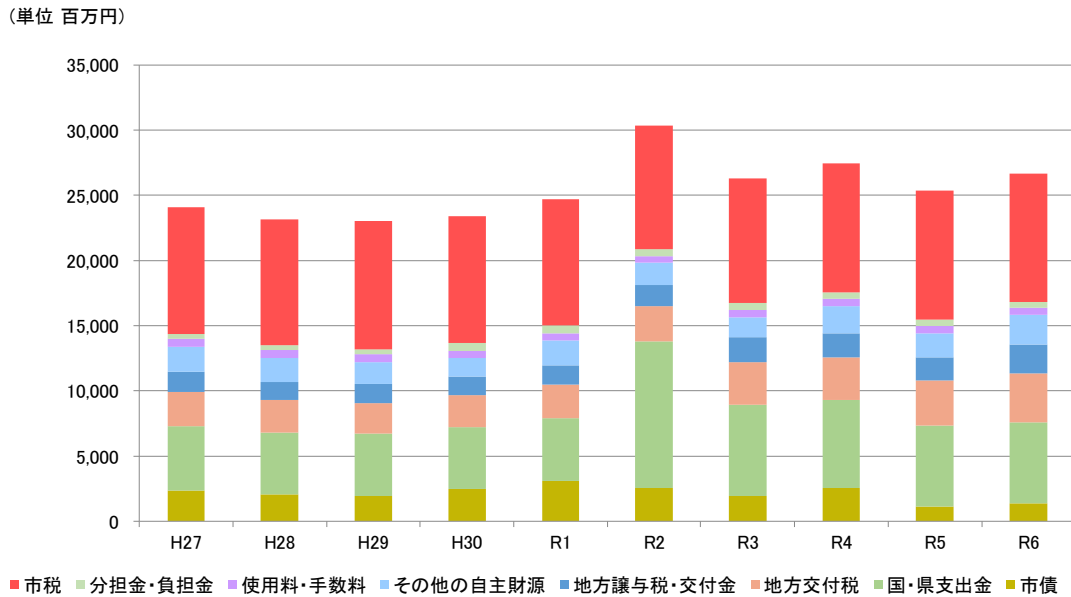
図表 2-5 は令和 6 年度決算における、本市の普通会計歳入の内訳を示しています。また図表 2-6 では歳入決算額の推移を分類ごとに示しています。令和 6 年度の歳入は 266 億 4,385 万円となっており、そのうち、国や県から交付された依存財源の割合が 51.0%となっています。本市の基幹的収入である市税は、100 億円近い水準で推移している一方、令和 2 年度以降は、公共施設の老朽化対策や新型コロナウイルス感染症及び物価高騰への対応などに伴い、令和元年度以前と比較すると、国・県支出金等の依存財源の割合が高くなっている状況です。

図表 2-5：令和 6 年度歳入決算の内訳



(注) 四捨五入のため合計値が合わないことがある。

図表 2-6 : 歳入決算額の推移



(単位：百万円)

区分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
	(2015)	(2016)	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)
<b>自主財源</b>	12,565	12,473	12,526	12,287	12,713	12,227	12,188	13,011	12,838	13,059
市税	9,661	9,687	9,864	9,731	9,657	9,476	9,582	9,880	9,957	9,830
分担金・負担金	371	346	359	583	563	544	543	502	470	452
使用料・手数料	646	612	604	598	553	504	560	539	537	550
その他の自主財源	1,886	1,827	1,698	1,375	1,940	1,703	1,503	2,090	1,874	2,227
<b>依存財源</b>	11,475	10,686	10,524	11,114	11,951	18,117	14,123	14,424	12,692	13,584
地方譲与税・交付金	1,576	1,377	1,441	1,444	1,451	1,635	1,909	1,846	1,757	2,270
地方交付税	2,630	2,514	2,336	2,447	2,612	2,707	3,289	3,247	3,472	3,707
国・県支出金	4,922	4,745	4,797	4,710	4,765	11,213	6,968	6,789	6,207	6,200
市債	2,348	2,049	1,949	2,513	3,123	2,562	1,957	2,543	1,114	1,407
うち臨時財政対策債	1,188	1,042	1,009	1,057	908	955	939	320	142	67
<b>歳入総額</b>	24,040	23,159	23,050	23,400	24,664	30,344	26,311	27,436	25,530	26,644
自主財源比率	52.3%	53.9%	54.3%	52.5%	51.5%	40.3%	46.3%	47.4%	50.3%	49.0%

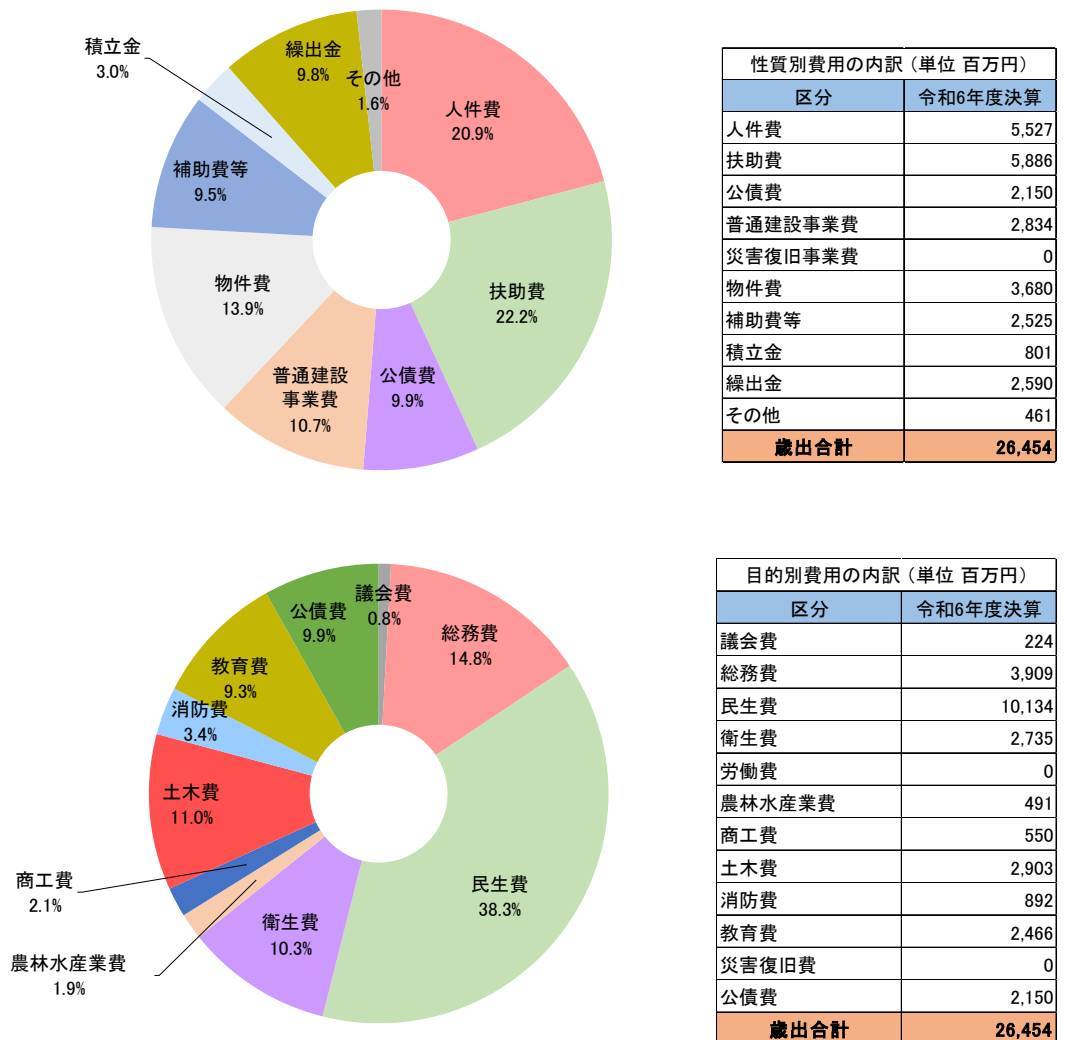
(資料：坂出市各年度決算カード及び歳入歳出決算書)

(注) 四捨五入のため合計値が合わないことがある。

## 第2項 歳出

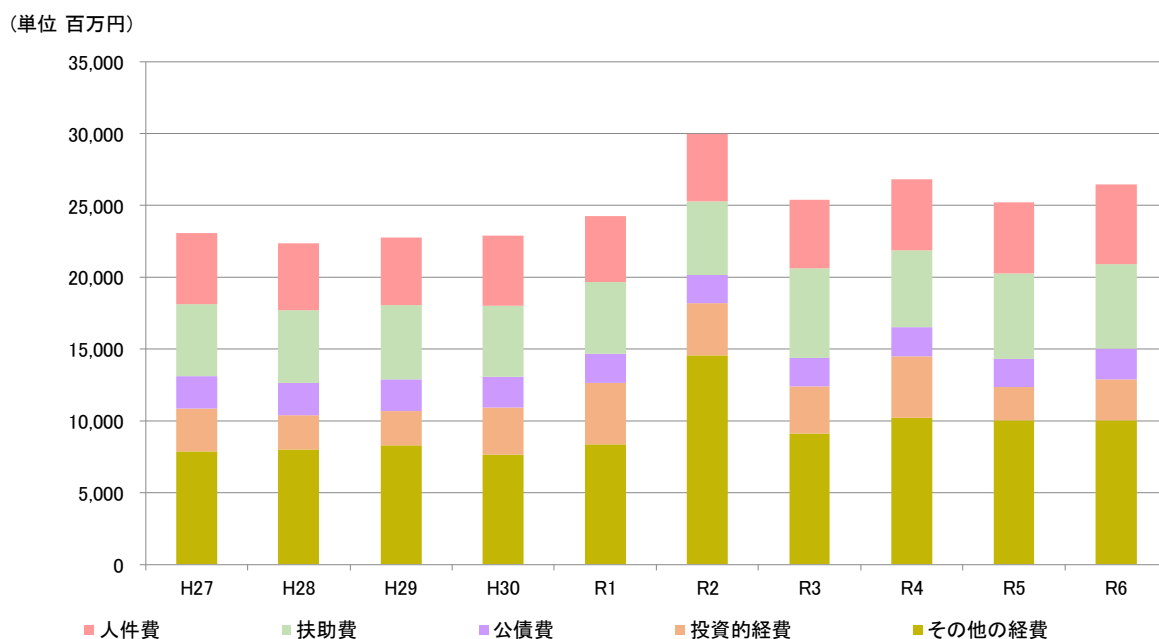
図表 2-7 は令和 6 年度決算における、本市の普通会計歳出の内訳を示しています。また、図表 2-8 では歳出決算額の推移を分類ごとに示しています。令和 6 年度の歳出は 264 億 5,360 万円となっています。図表 2-8 を見てみると、義務的経費のうち、公債費は、平成 8 年度から平成 17 年度にかけて実施した坂出駅周辺整備主要プロジェクト等の大規模事業の償還終了により、概ね減少傾向にある一方、扶助費については、主に物価高騰への対応などに伴い増加しており、義務的経費全体では 120 億円程度で推移しています。

図表 2-7：令和 6 年度歳出決算の内訳



(注) 四捨五入のため合計値が合わないことがある。

図表 2-8：歳出決算額の推移（性質別）



(単位:百万円)

区分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
	(2015)	(2016)	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)
<b>義務的経費</b>	12,207	11,973	12,084	11,957	11,657	11,751	13,001	12,330	12,854	13,563
人件費	4,927	4,674	4,727	4,886	4,639	4,686	4,797	4,945	4,932	5,527
扶助費	4,984	5,059	5,152	4,967	4,982	5,144	6,277	5,383	5,930	5,886
公債費	2,295	2,240	2,205	2,104	2,037	1,922	1,928	2,002	1,991	2,150
<b>投資的経費</b>	2,952	2,382	2,423	3,295	4,275	3,645	3,314	4,291	2,301	2,834
普通建設事業費	2,926	2,381	2,383	3,197	4,190	3,645	3,312	4,291	2,301	2,834
災害復旧事業費	26	1	40	98	85	0	2	0	0	0
<b>その他の経費</b>	7,896	8,012	8,274	7,642	8,357	14,564	9,110	10,214	10,049	10,057
物件費	2,348	2,470	2,477	2,511	2,882	3,270	3,121	3,246	3,343	3,680
補助費等	1,542	1,529	1,764	1,715	1,749	7,694	2,307	2,946	2,855	2,525
積立金	680	876	860	215	455	720	751	1,106	936	801
繰出金	2,971	2,816	2,856	2,877	2,959	2,482	2,491	2,483	2,478	2,590
その他	356	321	316	325	312	398	441	433	437	461
<b>歳出総額</b>	<b>23,055</b>	<b>22,367</b>	<b>22,782</b>	<b>22,894</b>	<b>24,290</b>	<b>29,960</b>	<b>25,425</b>	<b>26,835</b>	<b>25,204</b>	<b>26,454</b>

(資料：各年度決算カード及び歳入歳出決算書)

(注) 四捨五入のため合計値が合わないことがある。

### 第3項 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産のうち、償却対象資産（建物や道路、橋りょう等）の取得価格に対する減価償却累計額の割合を計算することで、耐用年数に対して減価償却がどの程度進んでいるかを表すもので、この比率が高いほど、施設の老朽化が進んでいると判断されます。

坂出市の令和5年度の有形固定資産減価償却率は73.0%であり、類似団体と比較して高い水準で推移しています。

	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
坂出市	73.2%	71.9%	72.4%	72.0%	73.0%
類似団体平均	60.9%	61.0%	63.7%	64.1%	64.6%

(資料：坂出市財政状況資料集)

# 第3章 公共施設等の現状及び将来の更新費用推計

## 第1節 対象施設

公共施設等総合管理計画における対象施設は、坂出市が保有している全施設です。坂出市が保有する公共施設は3つの類型(建物系公共施設、インフラ系公共施設、企業会計系公共施設)に分類されます。建物系公共施設は、学校教育系施設、市民文化系施設、社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設等に分類され、対象となる施設は245施設、延床面積の合計は約19万㎡です。インフラ系公共施設は、道路施設等、港湾・漁港施設に分類されます。企業会計系公共施設は、下水道施設、病院施設等に分類されます。図表3-1では、整理した内容及び施設分類ごとの延床面積、延長、箇所数を示しています。

図表3-1：対象とする施設分類（令和7年12月時点）

類型区分	大分類	中分類	主な施設	施設数	延床面積・延長・箇所数
建物系 公共施設	市民文化系施設	集会施設	公民館、集会所	24	5,640.06㎡
		文化施設	市民ホール、文化センター	6	5,667.90㎡
	社会教育系施設	図書館	図書館	1	2,235.00㎡
		博物館等	郷土資料館、市民美術館	3	2,301.85㎡
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	体育館、カヌー研修センター	7	9,396.03㎡
		レクリエーション・観光施設	香鳳園、交流の里おうごし	3	1,986.12㎡
	産業系施設	産業系施設	勤労福祉センター	8	4,361.09㎡
	学校教育系施設	学校	小学校、中学校	12	59,816.00㎡
		その他教育施設	学校給食センター	2	3,209.00㎡
	子育て支援施設	幼保・こども園	こども園、保育所、幼稚園	9	6,881.77㎡
		幼児・児童施設	子育て支援センター、児童館	3	1,055.70㎡
	保健・福祉施設	高齢福祉施設	老人いこいの家	16	3,093.66㎡
		保健施設	保健センター	1	187.15㎡
	医療施設	医療施設	診療所	2	58.66㎡
		庁舎等	市役所、出張所	12	10,200.39㎡
	行政系施設	消防施設	消防本部、屯所	22	3,576.70㎡
		その他行政系施設	港務所、詰所	11	1,300.99㎡
	市営住宅	市営住宅	市営住宅	28	41,779.32㎡
	公園	公園施設	公園便所	21	307.43㎡
	供給処理施設	供給処理施設	リサイクルプラザ、ポンプ場	25	9,388.98㎡
その他	その他	駐車場、火葬場	29	17,410.28㎡	
	<b>合計</b>		<b>245</b>	<b>189,854.08㎡</b>	
インフラ系 公共施設	道路	市道	一級、二級、その他市道		車道385,072m 歩道77,168m
		橋りょう	PC橋、RC橋、鋼橋等		2,987m
	港湾施設	港湾	護岸、岸壁、物揚場等		3箇所
		漁港	護岸、岸壁、物揚場等		6箇所
企業会計系 公共施設	上水道施設	水道施設	管渠、水道局庁舎		管路総延長95,106m 15,888㎡
	下水道施設	下水道施設	管渠		
	病院施設等	病院施設	市立病院		

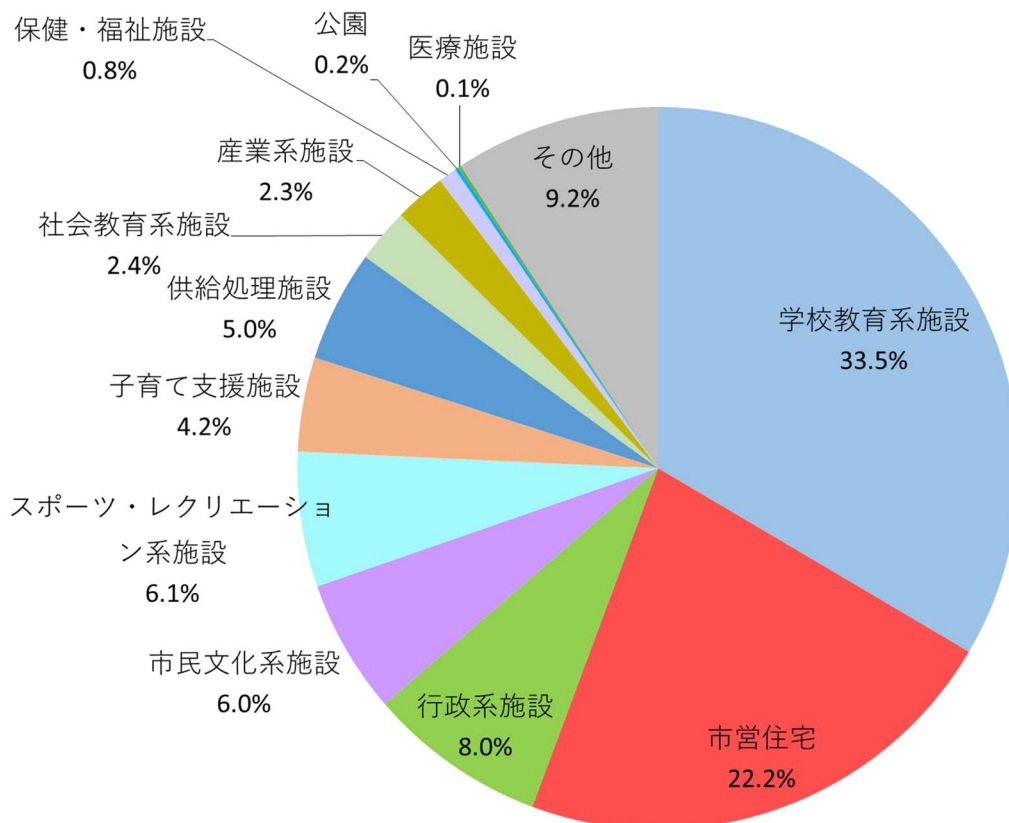
## 第2節 建物系公共施設

### 第1項 整備状況

図表 3-2 は建物系公共施設の分類別整備状況を示しています。施設別の割合では、学校教育系施設が約 33.5%、市営住宅が約 22.2%、行政系施設が約 8.0%となっています。また、図表 3-3 は、建物系公共施設の建築年別の面積を示しており、本市においては、昭和 40 年から 50 年代に小学校や中学校の多くが整備され、また、昭和 50 年頃に人工土地や市民ホールが建設されるなど、集中して公共施設を整備してきました。平成 13 年以降は大規模な建設事業を抑制してきたことが分かります。

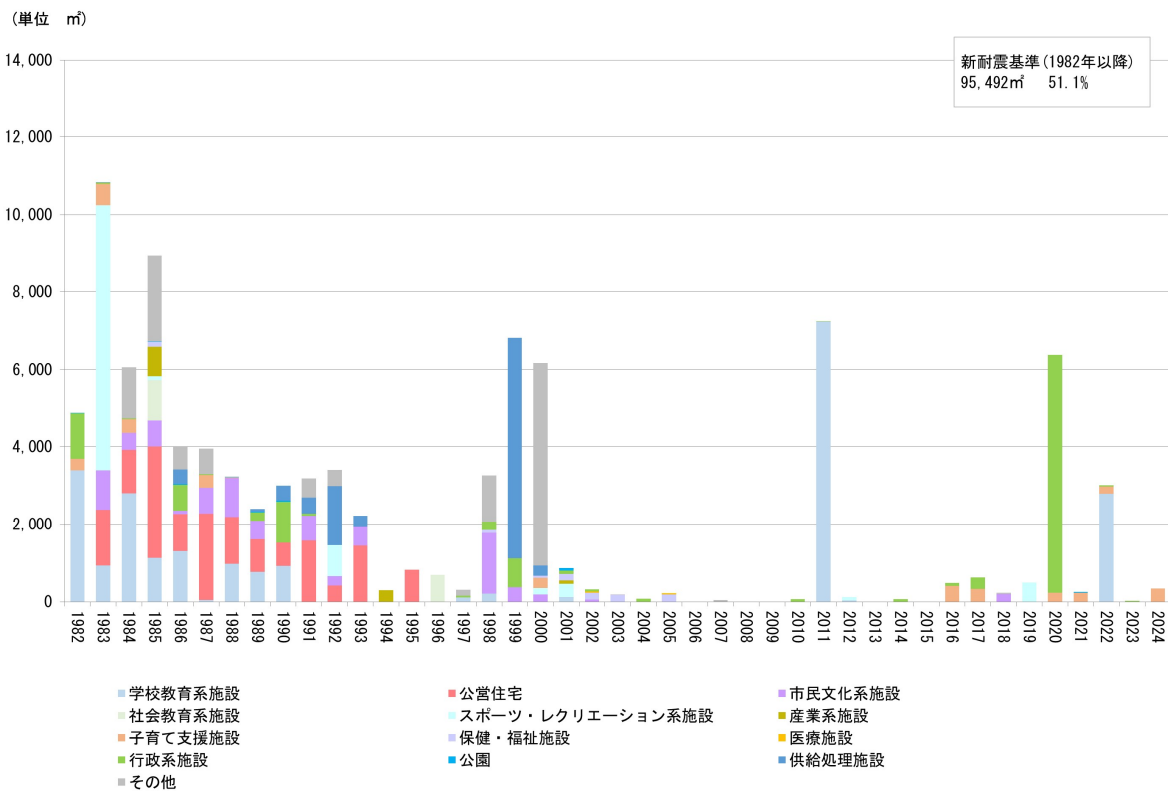
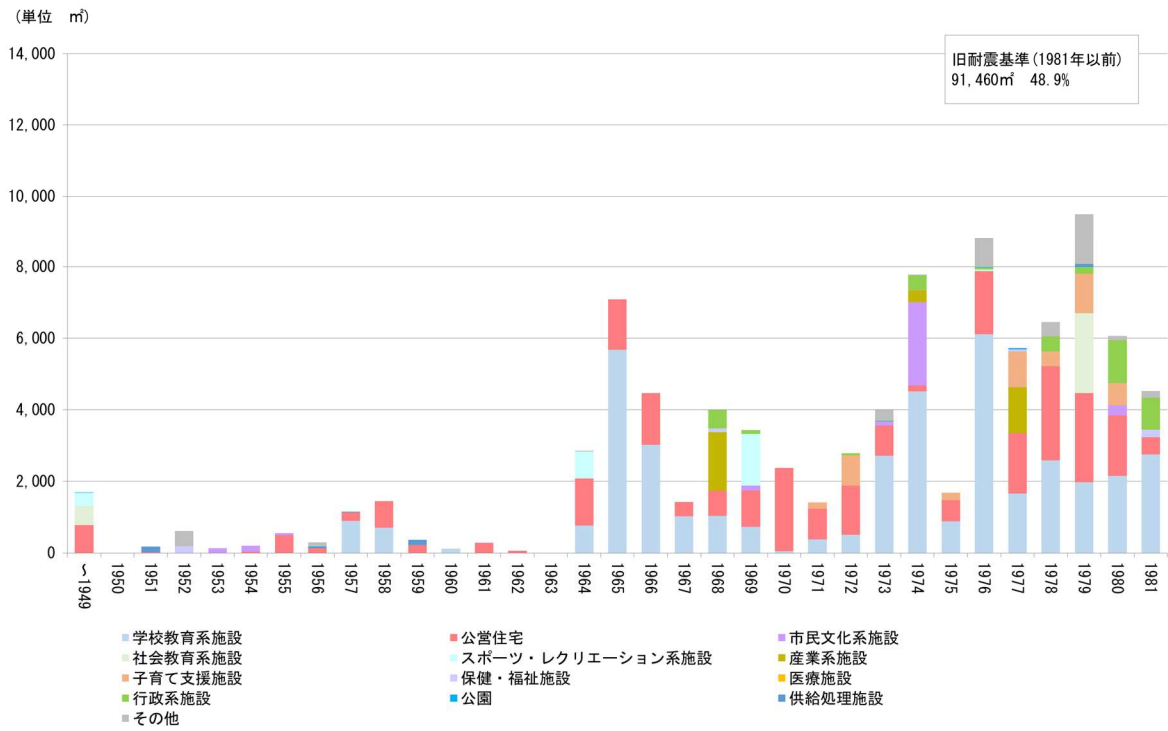
建築基準法改正前の昭和 56 年以前に旧耐震基準で建築された建物の延床面積は約 9 万 1 千㎡で、全体の約 48.9%を占めています。全体の約半分にあたる建物が建築から既に 40 年以上経過しており、今後大規模な改修や建替が必要となることが予測されます。

図表 3-2：建物系公共施設の分類別整備状況(延床面積)



(注) 将来の更新費用推計から除外する延床面積があるため、図表 3-1 の割合と合わない箇所がある。

図表 3-3：建物系公共施設の築年別整備状況（施設保有量の推移）



## 第2項 過去に行った対策の実績

坂出市公共施設等総合管理計画第1期中（平成28年度～令和7年度）に公共施設マネジメントとして実施した対策としては、一例として下記の内容が挙げられます。

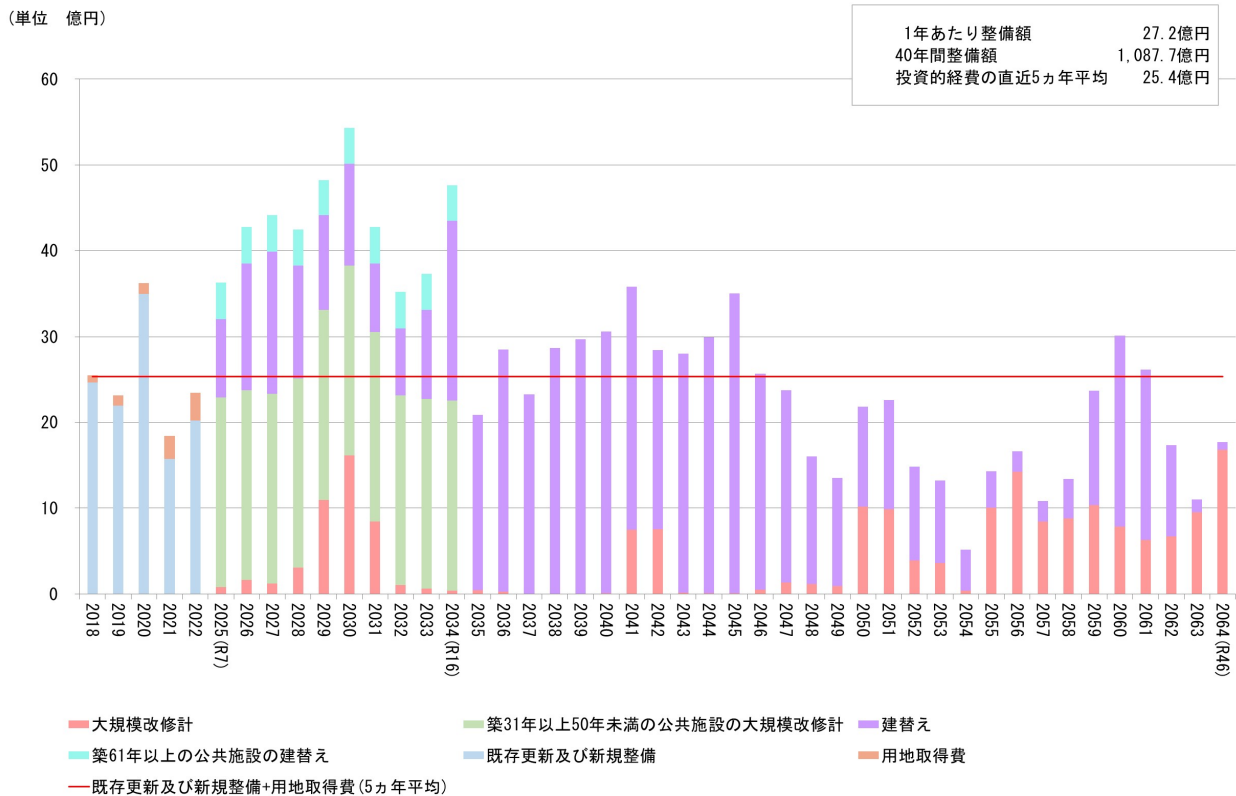
図表3-4：対策事例（平成28年度～令和7年度）

対策の種類	実施年度	取り組み内容
除却等	平成29年度	・西浦蓄養センターの除却
	平成30年度	・海の家を除却
	令和元年度	・旧西部幼稚園の除却
	令和2年度	・三建倉庫の除却
	令和3年度	・八幡園（多機能型事業所）の除却 ・産業展示館の除却
	令和4年度	・旧藤田医院の除却
	令和5年度	・旧王越公民館の除却 ・旧王越幼稚園の除却 ・旧府中保育所の除却
	令和6年度	・旧松山保育園の除却
	令和7年度	・旧川津愛児園の除却
建替・新設	平成28年度	・消防団西部分団本部屯所の建替 ・坂出小学校仲よし教室の新設
	平成30年度	・中央集会所の新設
	令和元年度	・府中湖カヌートレーニングセンターの新設
	令和2年度	・坂出市役所の建替
	令和5年度	・消防団与島分団第3部屯所の建替
耐震化・長寿命化	平成28年度	・人工土地改良店舗及び人工土地市有店舗の耐震化工事の基本設計
	令和元年度	・市民ホールの大規模改修 ・カヌー研修センターの大規模改修
複合化・集約化	令和2年度	・府中こども園の整備（集約化）
	令和3年度	・松山こども園の整備（集約化）
	令和4年度	・坂出市学校給食センターの新設（市内全公立学校の調理機能の集約） ・川津こども園の整備（集約化）
	令和5年度	・交流の里おうごし、王越公民館等の集約化
	令和6年度	・加茂こども園の整備（集約化）

### 第3項 将来の更新費用推計（従来型推計）

図表 3-5 は、建物系公共施設の将来の更新費用推計の結果を示しています。本市が所有する建物系公共施設について、現状規模のまま維持を行った場合、今後 40 年間で約 1,087 億 7 千万円かかることが分かりました。年平均を計算すると、毎年約 27 億 2 千万円かかる試算です。これに対し、直近 5 カ年の建物系公共施設に対する投資的経費は 1 カ年当たり平均で約 25 億 4 千万円であり、約 1 億 8 千万円の不足が生じる見込みです。

図表 3-5：建物系公共施設の更新費用  
(現在保有している公共施設の全てをそのまま保有した場合)



(資料：総務省公共施設等更新費用試算ソフトウェア ver2.1)

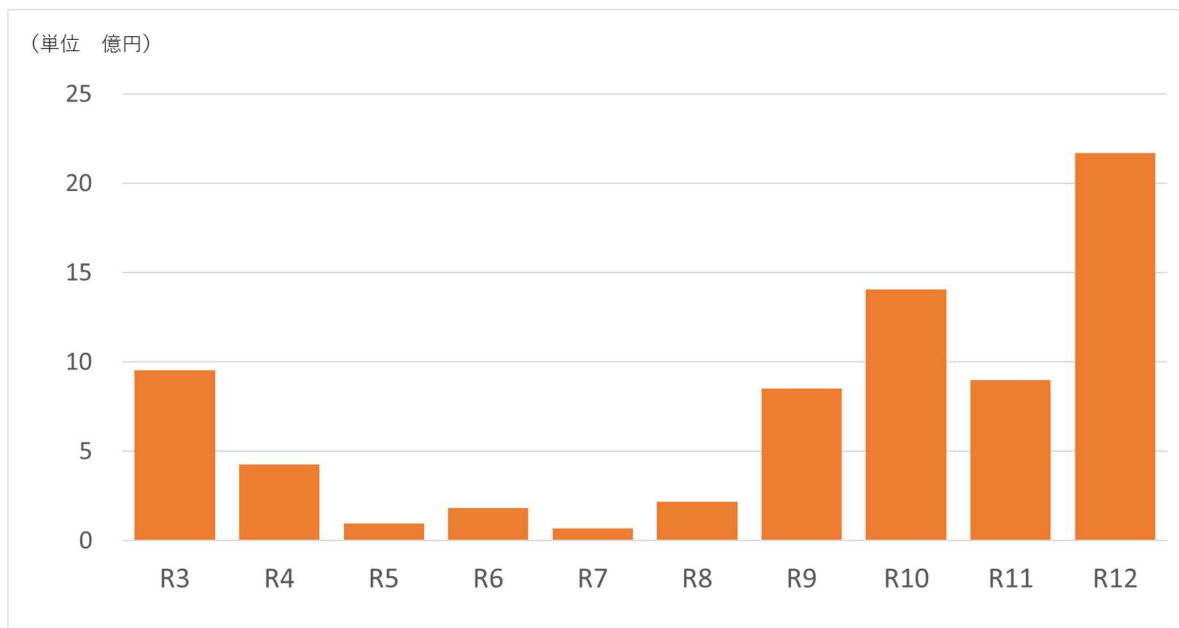
#### 第4項 個別施設計画・長寿命化計画を踏まえた推計、対策の効果

##### ①坂出市個別施設計画

図表3-6は、令和7年度に改定した坂出市個別施設計画における対策の試算結果を示しています。個別施設計画においては、建物の構造的・機能的な長寿命化を加味しながら令和3年度から令和12年度の実施計画を作成しています。

坂出市個別施設計画の対象施設における10か年の試算結果合計金額は約73億円、1ヵ年当たり約7億3千万円となりました。

図表3-6：坂出市個別施設計画対象施設の実施計画取りまとめ結果



(資料：坂出市個別施設計画)

##### ②坂出市学校施設長寿命化計画

令和2年度に策定した坂出市学校施設長寿命化計画では、長寿命化のコストの見通しについて推計を行っています。40年の試算結果合計金額は約491億円、1ヵ年当たり約12億3千万円となりました。

##### ③坂出市公営住宅長寿命化計画

令和4年度に策定した坂出市公営住宅長寿命化計画では、ライフサイクルコストの算定を行っています。長寿命化改善予定住棟の1ヵ年当たりライフサイクルコスト合計は、約7千万円となりました。

#### ④坂出市駐車場事業経営戦略

令和 2 年度に策定した坂出市駐車場事業経営戦略では、収支計画の算定を行っています。建設改良費の 1 カ年当たり費用は、約 1 億 1 千万円となりました。

①～④の建物系公共施設関連の個別施設計画・長寿命化計画についての試算額を整理すると図表 3-7 のとおりとなります。

図表 3-7：建物系公共施設関連の個別施設計画・長寿命化計画試算額

種別	計画期間中の 経費見込み	計画（推計）期間	1 カ年当たり 経費見込み
建物系公共施設（個別計画・長寿命化計画策定種別以外）	約 73 億円	10 年間	約 7.3 億円
学校施設	約 491.0 億円	40 年間	約 12.3 億円
公営住宅	-	-	約 0.7 億円
駐車場	約 10.1 億円	10 年間	約 1.1 億円
		合計	約 21.4 億円

1 年間の平均は、合計で約 21 億 4 千万円かかる試算となりました。

従来型推計の結果は、毎年約 27 億 2 千万円かかる試算であったため、長寿命化による対策の効果は、1 カ年当たり 5 億 8 千万円という試算結果となりました。

### 第 3 節 インフラ系公共施設

#### 第 1 項 将来の更新費用推計

インフラ系公共施設のうち、市道、港湾、漁港については、従来型の推計により更新費用推計を算出しています。橋りょうについては、個別施設計画（長寿命化計画）を策定し、経費の見込みも算出しているため、その経費見込みを将来の更新費用として整理しています。

分類毎の更新費用推計については、第 6 章「インフラ系公共施設の管理に関する基本的な方針」の「将来の更新費用の推計」の箇所を詳細を示しています。

図表 3-8 は、各インフラ系公共施設の将来の更新費用推計をとりまとめた結果を示しています。本市が所有するインフラ系公共施設について、試算を行った結果、年平均で毎年約 12 億 2 千万円かかる試算です。

現在要している経費（過去の投資的経費平均額等）は 1 カ年当たり平均で約 6 億 8 千万円であり、約 5 億 4 千万円の不足が生じる見込みです。

図表 3-8：インフラ系公共施設の将来の経費の見込み

種別	計画期間中の 経費見込み	計画（推計）期間	1カ年 当たり経費見込み	現在要している経費 （過去の投資的経費平均額等）
市道	約 214.3 億円	40 年間	約 5.4 億円	約 2.8 億円
橋りょう	約 60.2 億円	50 年間	約 1.2 億円	約 1.3 億円
港湾	約 181.4 億円	40 年間	約 4.5 億円	約 2.1 億円
漁港	約 44.8 億円	40 年間	約 1.1 億円	約 0.6 億円
		合計	約 12.2 億円	約 6.8 億円

## 第 4 節 企業会計系公共施設

### 第 1 項 将来の更新費用推計

企業会計系公共施設の更新費用推計は、下水道施設、病院施設については、個別施設計画（長寿命化計画）を策定し、経費の見込みも算出しているため、その経費見込みを将来の更新費用として整理しています。

分類毎の更新費用推計については、第 7 章「企業会計系公共施設の管理に関する基本的な方針」の「将来の更新費用の推計」の箇所の詳細を示しています。

図表 3-9 は、企業会計系公共施設の将来の更新費用推計をとりまとめた結果を示しています。本市が所有する企業会計系公共施設について、試算を行った結果、年平均で毎年約 2 億円かかる試算です。

現在要している経費（過去の投資的経費平均額等）は 1 カ年当たり平均で約 5 億 9 千万円であり、財源の不足は生じない見込みです。

図表 3-9：企業会計系公共施設の更新費用

種別	計画期間中の 経費見込み	計画（推計）期間	1カ年当たり経費見込み	現在要している経費 （過去の投資的経費平均額等）
下水道	約 17.0 億円	10 年間	約 1.7 億円	約 5.8 億円
病院	-	-	約 0.3 億円	約 0.1 億円
		合計	約 2.0 億円	約 5.9 億円

## 第5節 坂出市が保有する全ての公共施設

### 第1項 将来の更新費用の推計及び財源の見込み

建物系公共施設とインフラ系公共施設及び企業会計系公共施設の将来の更新費用推計結果を合算した結果を図表3-10に示しています。本市が所有する全ての公共施設等について、試算を行った結果、年平均で毎年約35億6千万円かかる試算です。

現在要している経費（過去の投資的経費平均額等）は1ヵ年当たり平均で約38億1千万円であり、全体としては財源の不足は生じない結果となりました。ただし、詳細をみると、種別ごとの個別施設計画（長寿命化計画）を策定している建物系公共施設と企業会計系公共施設においては、財源不足は生じない結果となるものの、一部の種別において個別施設計画（長寿命化計画）が未策定となっているインフラ系公共施設においては、1ヵ年当たり約5億4千万円の不足が生じる結果となっています。

今後、財政状況はさらに厳しくなることが予測され、長寿命化を踏まえた計画の策定と、計画の推進が必要となっています。

充当可能と考えられる財源としては、公共施設等適正管理推進事業債、緊急防災・減災対策事業債、社会資本整備総合交付金等が考えられるため、これらの財源も活用しながら計画を推進してきます。

図表3-10：全ての公共施設の更新費用

	建物系 公共施設	インフラ系 公共施設	企業会計系 公共施設	合計
1ヵ年当たり経費見込み①	約21.4億円	約12.2億円	約2.0億円	約35.6億円
現在要している経費② (過去の投資的経費平均額等)	約25.4億円	約6.8億円	約5.9億円	約38.1億円
①－② 差額	約-4.0億円	約5.4億円	約-3.9億円	約-2.5億円

## 第6節 将来の更新費用推計における条件設定

建物系公共施設、市道等の将来の更新費用推計（従来型推計）には、総務省から提供されている公共施設等更新費用試算ソフトウェアを使用しています。令和7年度の本計画改定時点で、個別施設計画（長寿命化計画）を策定している種別については、計画の内容を将来の更新費用として反映しています。

建物系公共施設、市道等の従来型推計の際に適用した条件を次に示します。

### (1) 更新費用の推計額

事業費ベースでの計算とします。一般財源負担見込み額を把握することが困難であるためです。

### (2) 計算方法

建物系公共施設については、耐用年数経過後に現在と同じ延床面積等で更新すると仮定し、図表 3-11 に示す更新単価を乗じることによって更新費用を計算します。

なお、市道については、整備済み面積を耐用年数で割った面積を1年間の舗装部分の更新量と仮定し、図表 3-12 に示す更新単価を乗じることによって更新費用を計算します。港湾施設及び漁港施設については、本市において既に試算している更新費用に基づき計算します。

建物系公共施設のデータは、令和7年度の改定にあわせて更新を行っています。

### (3) 更新費用

既に更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価を基に用途別に設定された単価を使用します。また、建替に伴う解体、仮移転費用、設計料等については含むものとして想定しています。

### (4) 耐用年数

建物系公共施設については、日本建築学会「建物の耐久計画に関する考え方」より、標準的な耐用年数とされる60年を採用することとします。

市道については、公共施設等更新費用試算ソフトウェアに準じて15年を採用します。

### (5) 地域格差

地域差は考慮しないものとします。

### (6) 耐用年数が超過しているもの

当初10年間で均等に更新するものとして計算します。

(7) 建替期間

設計、施工と複数年度にわたり費用がかかることを考慮し、建替期間は3年間、大規模改修期間は2年間として計算します。

(8) 大規模改修の時期

大規模改修を建設後30年目に行い、建替を建設後60年目に行うと仮定しています。なお、令和7年度以前に築30年以上が経過し大規模改修の時期を過ぎている施設のうち、築31年以上50年未満の施設については、当初10年間(令和8年度から令和17年度)に大規模改修を実施するものとして、1/10ずつの費用を計上しています。築50年以上の施設については、大規模改修は実施しないものとしています。

(9) 単価の設定

公共施設等の更新(建替)及び大規模改修の単価について、総務省が提供する公共施設更新費用試算ソフトウェア Ver2.1 で用いられている単価は下図のとおりです。

施設分類	改修単価 (円/㎡)	建替単価 (円/㎡)
市民文化系施設、社会教育系施設、産業系施設、医療施設、行政系施設	250,000	400,000
スポーツ・レクリエーション系施設、保健・福祉施設、供給処理施設、その他施設	200,000	360,000
学校教育系施設、子育て支援施設、公園	170,000	330,000
市営住宅	170,000	280,000

上記の表は、平成26年度時点に示された単価であるため、本計画策定時点における物価指数を考慮して、下表の単価にて試算を行います。

図表 3-11：更新等の費用単価(万円/㎡)

施設分類	改修単価 (円/㎡)	建替単価 (円/㎡)
市民文化系施設、社会教育系施設、産業系施設、医療施設、行政系施設	300,000	480,000
スポーツ・レクリエーション系施設、保健・福祉施設、供給処理施設、その他施設	240,000	432,000
学校教育系施設、子育て支援施設、公園	204,000	396,000
市営住宅	204,000	336,000

インフラ系公共施設(市道等)については、単価が舗装打換えを前提とした最大値であることから、平成26年度時点に示された下記単価にて試算を行います。

図表 3-12：インフラ系公共施設に関する費用単価

施設用途	更新年数	更新単価
車道	15年	4,700[円/㎡]
歩道	15年	2,700[円/㎡]

## 第4章 公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針

### 第1節 公共施設における現状と課題

#### ① 施設の老朽化

坂出市が保有する公共施設等について、その多くが大規模改修を本格的に実施する時期に差し掛かっています。また、建替等が必要な建物が今後増加していきます。

#### ② 住民ニーズの変化

今後、高齢化の進行に伴い、特に75歳以上の後期高齢者が増加し、介護や支援のニーズが増えることが予測されます。また、生産年齢人口の減少や女性の社会進出の進展に伴い、子育て支援施設のニーズも増加すると考えられます。学校施設の再編計画等、少子化への対応についても、住民との対話を通じて合意形成を図りながら計画的に進めていく必要があります。バリアフリー化や環境負荷を軽減させる設備等の導入も十分でなく、引き続き対応を進めていく必要があります。

### 第2節 基本的な考え方

「今後の財政力に応じて施設の総量抑制を図るとともに、活用施設について利用者ニーズに応じた質の向上を図る」ことを基本目標として、以下に示す4つの考え方にに基づき、公共施設の再生に向けて、取組を進めていきます。

#### ○施設の総量抑制と多機能化・複合化の推進

坂出市が保有する公共施設の現状と課題を踏まえると、現在ある全ての施設をこのまま維持することは、財政上困難と考えられます。このため、新規整備を抑制しつつ、設置効果の低い施設の統廃合や、従来の縦割りの枠組みにとらわれない建物の多機能化・複合化を推進し、また、各地区の文化・風土を踏まえながら、市全体を見据えた公共施設の総量抑制と適正な再配置を進めていきます。

#### ○建物の構造的・機能的な長寿命化の推進

老朽化した部材や設備の更新、バリアフリー化や自然エネルギーの活用等の環境負荷を低減するための設備投資、利用状況の変化に応じて他の用途へ転用するための改修を進めるなど、建物の構造的・機能的な寿命を伸ばす更新を計画的に実施していきます。また、日常の維持管理においても、対症療法的な維持管理から、定期的な点検に基づく予防保全型の維持管理へ転換を図ることで、建物の長寿命化やライフサイクルコストの削減を進めていきます。

## ○地域の活動拠点・防災拠点としての公共施設の再生

機能が重複した施設の統廃合等で生じる土地・建物について、住民ニーズに対応した再活用や、地域活性化に資する民間事業者や地域等への移管など、複合的な利活用を進め、地域の様々な活動の拠点施設として公共施設の再生を進めていきます。また、津波浸水区域や建物の老朽化や耐震化の状況を考慮しながら、災害に強い公共施設へと機能強化を進めていきます。

## ○財政負担の軽減に向けた取組の推進

公設公営の原則にこだわることなく、民間施設の借上げ等を検討し、財政負担の軽減を進めていきます。また、未利用・未活用資産の積極的な売却・貸付をはじめネーミングライツを通じた財源確保や、公共施設の受益者負担の適正化等も検討していきます。

## 第3節 点検・診断等の実施方針

### (1) 点検・保守

建物は、数多くの部品、部材や設備機器等、様々な素材が組み合わされて構成され、それらはそれぞれの目的と機能を持っています。それらの部材、設備は、使い方や環境及び経年変化から生じる汚れ、損傷、老朽化の進行に伴い本来の機能を低下させていきます。日常の点検・保守によって、建物の劣化及び機能低下を防ぎ、建物をいつまでも美しく使うことができます。

#### 【方針】

- 委託契約により実施している保守・点検・整備については、委託契約どおりに実施されているかどうか、委託先から報告を受け実態を把握します。
- 日常点検ができていない施設について把握を行い、点検項目・点検周期等をまとめたマニュアルを作成し日常点検を実施する体制を構築します。
- 点検・保守及び整備については、その履歴を蓄積して老朽化対策等に活かします。

### (2) 施設の診断

現況把握のための施設診断では、①施設の安全性、②耐久性、③不具合性、④適法性の4項目が、最低限必要な診断項目となります。

安全性や耐久性等の診断は、経年的な施設の状況を把握するため、定期的に行うことが望ましく、その記録を蓄積することで計画的な保全に活用することができます。また、時代の流れや住民ニーズの変化に対応していくためにも、快適性、環境負荷性、地域性等、種々の性能診断も合わせて行っていく必要があります。

#### 【方針】

- 耐震診断、劣化診断等の診断結果があるものはそのデータを利用し、本市で必要とする

品質・性能が把握できる評価項目について、診断を行うことを検討します。

## 第4節 維持管理・修繕・更新等の実施方針

### (1) 維持管理・修繕の実施方針

建物を長期にわたり使用するためには、設備機器の日常的な点検、消耗品の交換や、清掃等が欠かせません。清掃は、建物の環境を常に衛生的な状態に維持し、快適性を高めるとともに、建物の劣化防止としても重要です。

また、維持・小規模修繕については、日常管理・定期管理において発生する不具合に対する対応であるので、対処する体制の構築が重要です。

大規模改修や改築に至る前に、施設の運営に重大な支障をきたすことのないよう修繕を実施します。実施にあたっては、施設の重要度や劣化度に応じて優先度をつけて計画的に修繕を行います。

#### 【方針】

- 維持管理及び修繕を計画的・効率的に行うことによって、維持管理費・修繕費を平準化し、コストを縮減します。
- 業務委託している点検業務や清掃業務等について、複数施設の包括委託契約等、効率的かつ適切な維持管理方法について検討を行います。

### (2) 更新・改修の実施計画

建物を長期的に有効活用するためには、施設の基本性能を、利用目的に合致した最適な状態に維持、あるいは向上させることが必要です。大規模改修・更新を行うにあたっては、施設の安全性、耐久性、不具合性、施設の規模(広さ・高さ)、使いやすさ、適法性等、様々な診断を行い、時代の流れや住民ニーズの変化に対応していく必要があります。

また、建物の管理は建築基準法や消防法等に従い行われています。そのため、法改正が行われた場合には、既存不適格が生ずる可能性があるため、これらの法令との適合も必要となります。バリアフリー面では、障害者差別解消法に基づき、個々の施設において障がい者の利用状況を勘案し、多数の障がい者の利用が見込まれる場合や、障がい者との関係性が長期にわたる場合には、施設の改修等を含めた環境の整備を考慮する必要があります。

#### 【方針】

- 大規模改修・更新をする場合は、公共施設のコンパクト化や効率化の観点から、単独での更新以外に、統合や複合化・転用の可能性について検討を行います。
- 建築後30年を超える施設は、大規模改修・更新の必要性について検討を行います。

## 第5節 安全確保の実施方針

公共施設における安全確保は、利用者の安全を確保し、その中に配置されている資産や情報を守るためにも重要です。高い危険性が認められる公共施設については早急に利用停止、取壊し等の判断をしなければなりません。万一の事故・事件・災害に遭遇したときにも、損害を最小限にとどめ、速やかに復旧する体制を平時から整えておく必要があります。

### 【方針】

- 定期点検の実施により建物や設備の危険箇所の早期発見につなげます。台風等の災害後には一斉点検を実施します。
- 危険性が認められた建物や設備については、早急に安全確保の対策を実施します。今後も利用見込みのない公共施設等については、廃止を含めた検討を行います。
- 施設の新設・建替を検討する際には、災害安全性等を考慮した場所への設置を検討します。

## 第6節 耐震化の実施方針

昭和56年に建築基準法の改正が行われ、耐震安全性に係る基準が一部変更になりました。昭和56年以前に建築された建物に関しては、現在の耐震基準を満たしていない場合があります。

### 【方針】

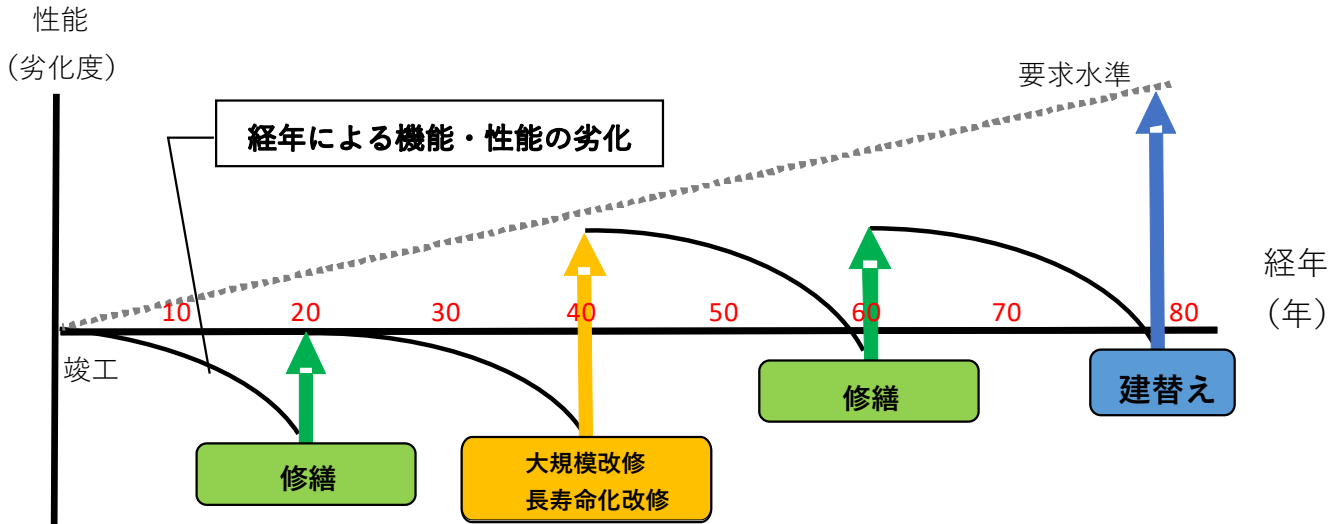
- 坂出市では令和3年度に改定した坂出市耐震改修促進計画(第三次計画)に基づき公共施設等の耐震化に取り組んでいます。本計画策定時では、災害対策本部等、学校、福祉施設、医療施設等については、耐震化率は100%となっていますが、公営住宅等の耐震化率は57.1%となっています。今後は、さらなる進捗を図っていくとともに、非構造部材に関する耐震化に取り組むこととしています。

## 第7節 長寿命化の実施方針

図表4-1は、公共施設等のライフサイクルにおける経過年数と長寿命化の関係を示したものです。当初は、小規模な修繕工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能レベルあるいは許容できるレベル以上に保つことができます。しかし、点検・保守による修繕・小規模修繕工事では、徐々に性能・機能を許容できるレベルに維持できなくなります。そのような状態になると大規模改修工事が必要となります。要求性能レベルは時間が経つにつれて上昇するため、要求性能レベルの変化を視野に入れた改修工事が望まれます。

建替の検討を行う時期に至った公共施設等においては、診断により利用可能であると判断された場合、長寿命化改修工事を行うことによる利用可能期間の延長を検討します。利用可能期間の延長により、建替コストの削減が期待できます。

図表 4-1：公共施設等のライフサイクルにおける経過年数と長寿命化



修繕	大規模改修・長寿命化改修	
経年劣化による損耗、機能低下に対する機能回復工事	経年劣化による機能回復工事と、耐用性、快適性、省エネ性を確保するための機能向上工事	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋上防水修繕</li> <li>・ 外壁修繕</li> <li>・ トイレ修繕</li> <li>・ 内装修繕</li> <li>・ 設備機器修繕</li> <li>・ 劣化の著しい部位の修繕</li> <li>・ 故障、不具合修繕 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋上防水改修</li> <li>・ 外壁改修</li> <li>・ トイレ改修</li> <li>・ 内装改修</li> <li>・ 設備機器改修</li> <li>・ 劣化の著しい部位の修繕</li> <li>・ 故障、不具合修繕 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンクリート中性化対策</li> <li>・ 鉄筋の腐食対策</li> <li>・ バリアフリー改修</li> <li>・ 外壁、屋上の断熱化改修</li> <li>・ 省エネルギー機器への更新</li> </ul>

【方針】

- 本市においては、今後も継続して各施設の適切な維持管理を行い、ライフサイクルコストの低減を図ることとしています。

※既存の長寿命化計画について

①坂出市個別施設計画(令和3年3月)

本市が所有する建物系公共施設を対象に、公共施設マネジメントを推し進めるための計画を策定しており、持続可能なまちづくりの実現のため、本計画を基礎資料としながら、個々の施設の具体的な方向性について検討を進めていきます。

## ②坂出市学校施設長寿命化計画（令和3年3月）

学校施設の劣化状況の把握や健全性の評価を行い、良好な教育環境が維持できるよう改修等の実施時期や規模等を定めた中長期的な整備計画を策定しています。

## ③坂出市公営住宅等長寿命化計画（令和5年3月）

市営住宅ストックの計画的・効率的な更新や、点検の強化及び早期の管理・修繕を図るために、活用手法及び長寿命化のための維持管理等の事業・取組について定めています。

## ④坂出市橋梁等長寿命化修繕計画（令和6年10月）

今後、老朽化が進んだ橋りょうの増大が見込まれますが、少子高齢化が進み厳しい財政状況の中の限られた予算で、橋りょうの修繕・架替に使うことのできる費用には限りがあります。このような背景から、増大が見込まれる橋りょうの修繕・架替に充てる費用に対し、可能な限りのコスト縮減の取組が不可欠です。道路交通の安全性を確保しつつ、コスト縮減を図るため、これまでの対症療法的な対応から予防的で計画的な対応により、橋りょうを長寿命化させる方針への転換を計画しています。

## ⑤港湾施設維持管理計画（令和3年3月）

坂出港、与島港及び木沢港における港湾施設の維持管理をより効率的かつ的確に実施するために、施設の維持についての基本的考え方、点検診断等の時期、方法、内容、頻度等の基本的な手順を定めた維持管理計画を策定しています。

## ⑥港湾海岸保全施設長寿命化計画（令和5年3月）

港湾施設のうち背後地を津波や高潮等の災害から防護する海岸保全施設の維持管理をより効率的かつ的確に実施するために、施設の維持についての基本的考え方、点検診断等の時期、方法、内容、頻度等の基本的な手順を定めた長寿命化計画を策定しています。

## ⑦漁港施設機能保全計画（平成29年3月）

乃生漁港、御供所漁港、西浦漁港、東浦漁港、岩黒漁港及び櫃石漁港における漁港施設の維持管理をより効率的かつ的確に実施するために、施設の維持についての基本的考え方、点検診断等の時期、方法、内容、頻度等の基本的な手順を定めた機能保全計画を策定しています。

## ⑧漁港海岸保全施設長寿命化計画（令和2年3月）

漁港施設のうち背後地を津波や高潮等の災害から防護する海岸保全施設の維持管理をより効率的かつ的確に実施するために、施設の維持についての基本的考え方、点検診断等の時期、方法、内容、頻度等の基本的な手順を定めた長寿命化計画を策定しています。

#### ⑨坂出市下水道ストックマネジメント計画(令和3年3月)

膨大な下水道ストックを適正に管理するためには、全ての施設を対象としてその状態を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、維持管理、改築、修繕を一体的に捉えて、下水道施設を計画的、効率的に管理することが必要なことから、下水道ストックマネジメント計画を策定しています。

#### ⑩坂出市立病院個別計画(令和5年3月)

坂出市立病院の詳細な施設の維持管理や修繕コスト管理を取りまとめることにより、医療施設として住民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るため、計画を策定しています。

### 第8節 統合や廃止の実施方針

公共施設の統合や廃止の判断には客観的な視点による公平な判定が必要です。公共施設等の統合により、分散していた機能や人員が集約化することで、サービス向上、運営の効率化、コスト削減につながる一方で、住民にとっては、施設が遠くなって不便になるなどの不利益が生じる可能性があります。サービスを維持、あるいは向上すると同時に、不利益を最小限にするために、種々の施策について、住民との合意形成を図りながら検討を進めていく必要があります。

#### 【方針】

- 施設の安全性、機能性、耐久性、施設効率性、地域における施設の充足率、施設利用率、費用対効果等の客観的な視点によって公平な施設診断を実施する方法について検討します。
- 施設の統廃合に関しては、現在のサービスを維持・向上させるとともに、不利益を最小限にできるような方法について、住民とも十分に協議しながら検討します。

### 第9節 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

公共施設の廃止等に伴い、供用はしていないものの、除却は行っていない施設が複数あります。未利用地については、本市ホームページにて、市有地売払い情報を掲載しています。

#### 【方針】

- 検討した結果、将来的な活用の見込みがないと判断されたものについては、民間への売却・貸付を行うことで、歳入の確保を図ります。その際、サウンディング調査等の手法も取り入れていきます。

- 未利用地については、対象となる土地の抽出の強化等を行いながら、引き続き情報の発信、売却の実施を行っていきます。

## 第 10 節 ユニバーサルデザイン化の推進方針

公共施設におけるユニバーサルデザイン化については、一部の施設において、案内に点字表記をする等のユニバーサルデザイン化を推進しています。

ユニバーサルデザイン化の対応ができていない施設もあるため、状況の整理と対策が必要です。

### 【方針】

- 「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）の考え方を踏まえて、本市においてもユニバーサルデザインの街づくりを目指します。ユニバーサルデザインの対応が必要な施設について、優先度や対応スケジュールについて検討します。
- 本市の基本構想の記載内容も踏まえて、公共施設のバリアフリー化を推進するなど、ユニバーサルデザインに配慮した、安全で利用しやすい環境づくりに努めます。

## 第 11 節 脱炭素化の推進方針

本市では、令和 3 年度に、温室効果ガス排出実質ゼロをめざすゼロカーボンシティを宣言しており、公共施設においても脱炭素化を推進していく必要があります。

### 【方針】

- 「坂出市地球温暖化対策実行計画」とも連携しながら、2050 年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」宣言の実現に向けた取組みを推進します。
- 太陽光発電設備の設置による再生可能エネルギーの導入や、LED 照明等の省エネ性能に優れた機器の導入による消費エネルギーの省力化等、再生可能エネルギー100%電力の導入等、公共施設における脱炭素化を図ります。

## 第 12 節 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

本市では、公共施設の適正化（継続・廃止・再編等）及び有効活用に関する事項について、各施設を所管する部署と連携して、施設の状態や現状、課題の把握を行い、施設ごとに方針を決めています。

## 第5章 建物系公共施設の管理に関する基本的な方針

### 第1節 市民文化系施設

#### 第1項 集会施設

##### (1) 施設の概要

坂出市が保有する集会施設は、24施設(延床面積5,640.06㎡)です。図表5-1に施設の概要を示します。

図表5-1：坂出市が保有する集会施設の状況

施設名称	延床面積[㎡]	築年数[年]	所管課
西庄教育集会所	236.77	33	教育総務課
西庄共同作業所	199.50	42	人権課
川津集会所	192.00	38	人権課
西庄集会所	105.00	52	人権課
南部公民館	502.00	32	生涯学習課
川津公民館	476.00	36	生涯学習課
王越公民館	143.10	56	生涯学習課
加茂公民館	434.00	41	生涯学習課
林田公民館	476.00	42	生涯学習課
松山公民館	470.00	38	生涯学習課
西庄公民館	454.00	34	生涯学習課
府中公民館	340.00	42	生涯学習課
中央公民館櫃石分館	310.00	40	生涯学習課
中央公民館福江分館	133.57	72	生涯学習課
中央公民館西浦分館	92.00	39	生涯学習課
中央公民館竹浦分館	84.00	71	生涯学習課
中央公民館本浦分館	82.00	71	生涯学習課
中央公民館与島分館	51.98	23	生涯学習課
中央公民館岩黒分館	95.00	26	生涯学習課
中央公民館小与島分館	51.00	70	生涯学習課
中央公民館沙弥分館	50.00	37	生涯学習課
金山集会所	190.46	25	財務課
東部集会所	277.91	26	財務課
中央集会所	193.77	7	財務課

(※) 林田公民館、松山公民館、西庄公民館、中央公民館福江分館、中央公民館岩黒分館については、老人いこいの家の面積を含む。

## (2) 施設の現況

各集会所・公民館等については、詩吟や日舞等、地元住民を中心とした講座や、子どもを対象にした行事等で活用されています。

## (3) 今後の維持管理に対する基本方針

各集会所・公民館等については、施設の点検を含めた適切な維持管理に努めるとともに、地域の利用状況等を勘案しながら、適切な管理運営と有効活用を図ります。

災害時の緊急指定避難所になっている施設については、災害で避難してきた要援護者に対する施設の利便性の向上や、各施設に対するニーズの変化への対応が課題となっています。

地域コミュニティの在り方の方向性を見定めつつ、機能的に重複する施設の集約化等も含め、本施設の在り方について検討します。

## 第2項 文化施設

### (1) 施設の概要

坂出市が保有する文化施設は、6施設(延床面積 5,667.90 m<sup>2</sup>)です。図表 5-2 に施設の概要を示します。

図表 5-2：坂出市が保有する文化施設の状況

施設名称	延床面積[m <sup>2</sup> ]	築年数[年]	所管課
市民ふれあい会館	1,564.26	27	生涯学習課
市民ホール	2,328.00	51	文化振興課
万葉会館	960.90	37	文化振興課
西庄文化センター	352.90	40	人権課
川津文化センター	279.89	45	人権課
人権啓発研修所	181.95	34	人権課

(※) 市民ふれあい会館については、併設している坂出老人いこいの家を差し引いた面積を表示している。

### (2) 施設の現況

市民ふれあい会館については、建築後 25 年以上が経過しており、老朽化が見受けられません。

市民ホールについては、平成 31 年 4 月より大規模改修を開始し、令和 4 年 2 月にリニューアルオープンしましたが、空調設備等は改修が未実施であり今後の課題です。

万葉会館については、建築後 35 年以上が経過しており、大規模な改修はないものの、空調や舞台照明等一部の電気設備等は故障の度に部分的に交換工事を行っている状況です。修

理が困難な設備もあり、今後老朽化がさらに進んでいくと、多額の修繕費用が必要になる可能性があります。

西庄文化センター及び川津文化センターについては、隣保館として設置され、地域住民の各種相談事業、地域保健・福祉事業、地域交流事業、人権啓発事業等を通し、広範囲の住民の地域福祉と人権啓発に関する交流拠点としての機能を果たすとともに、地域の防災拠点としての役割を担っています。

人権啓発研修所については、各種団体、教員、市職員の人権学習会等の様々な会合に利用されています。

### (3) 今後の維持管理に対する基本方針

市民ふれあい会館については、利用者が多い施設であり、今後も適切な維持管理を行います。

市民ホールについては、大規模改修を実施しており、今後も適切な維持管理を行います。

万葉会館については、本市の指定避難所でもあることから、引き続き適切な維持管理に努めます。

西庄文化センター及び川津文化センターについては、地域福祉と人権啓発に関する交流拠点、地域防災拠点としての機能充実に資するよう、利用者の利便性の向上と安全確保に配慮し、必要性和緊急度に応じた施設の適切な維持管理を行います。

人権啓発研修所については、今後も適切な維持管理を行います。

## 第2節 社会教育系施設

### 第1項 図書館

#### (1) 施設の概要

坂出市が保有する図書館は、1施設(延床面積 2,235.00 m<sup>2</sup>)です。図表 5-3 に施設の概要を示します。

図表 5-3 : 坂出市が保有する図書館の状況

施設名称	延床面積[m <sup>2</sup> ]	築年数[年]	所管課
大橋記念図書館	2,235.00	46	文化振興課

#### (2) 施設の現況

大橋記念図書館については、施設の外壁・館内設備等に経年劣化が見られますが、平成 25 年度に行った構造耐震診断結果報告では構造物の耐震安全性は確認されています。非構造物の耐震性において指摘された箇所もあり、市民の安全・安心な利用環境の整備が必要ですが、令和 10 年度に移転の方針となっています。

施設の利用については、令和 6 年度の入館者数が 125,688 人であり、日常的に市民の利用が多い公共施設となっています。また、市民ボランティア活動も盛んで、研修等で各部屋の施設も有効に活用されている状況にあります。

#### (3) 今後の維持管理に対する基本方針

大橋記念図書館については、坂出駅周辺再整備基本構想のもと、令和 10 年度に移転の方針となっており、移転が実施されるまでは、対策の緊急度を判断しながら引き続き適切な維持管理に努めます。

### 第2項 博物館等

#### (1) 施設の概要

坂出市が保有する博物館等は、3施設(延床面積 2,301.85 m<sup>2</sup>)です。図表 5-4 に施設の概要を示します。

図表 5-4 : 坂出市が保有する博物館等の状況

施設名称	延床面積[m <sup>2</sup> ]	築年数[年]	所管課
市民美術館	1,067.44	40	文化振興課
塩業資料館	694.41	29	文化振興課
郷土資料館	540.00	105	文化振興課

## (2) 施設の現況

市民美術館については建築後 40 年以上になり、照明の改修など部分的には対策を行っているものの、経年劣化で不具合が生じる空調設備や電気設備等の大部分の機器が耐用年数を超え、交換部品の確保が困難な状況にあります。内壁や床の絨毯などは長年の使用や雨漏りで汚れや破損しており美術鑑賞の妨げになっていることから、これらの改修が課題となっています。

塩業資料館については、平成 8 年に日本たばこ産業が建物を建て、平成 9 年に内部の展示と資料も含めて本市に一括寄贈された資料館であり、年間の利用者数は 1,000 人程度です。土地は、讃岐塩業(株)(現在の日本海水(株))との間で平成 9 年 2 月 14 日から令和 9 年 3 月 31 日までの土地使用貸借契約(無償)を締結しています。

郷土資料館については、昭和 54 年に市内最古の学校建築として市指定文化財に指定された建物を使用している施設ですが、耐震診断の結果、2 階部分が耐震数値を満たしておらず、1 階部分についても老朽化が進んでいることから、全館入館を停止しています。

## (3) 今後の維持管理に対する基本方針

市民美術館については、大規模な修繕には長期休館のリスクも伴うため、緊急性を考慮し対応することとします。

塩業資料館については、郷土の歴史と文化に対する認識を図る重要な施設であることから、令和 9 年の土地の賃貸借契約満了後も、契約の更新を前提に、引き続き適切な維持管理に努めます。

郷土資料館については、現在の建物を現状で保存することや、耐震補強工事等を含め方針を検討していきます。

## 第3節 スポーツ・レクリエーション系施設

### 第1項 スポーツ施設

#### (1) 施設の概要

坂出市が保有するスポーツ施設は、7施設(延床面積9,396.03㎡)です。図表5-5に施設の概要を示します。

図表5-5：坂出市が保有するスポーツ施設の状況

施設名称	延床面積[㎡]	築年数[年]	所管課
市立体育館	6,855.36	42	生涯学習課
府中湖カヌー研修センター	798.27	33	生涯学習課
府中湖カヌートレーニングセンター	489.19	6	生涯学習課
中央体育館	759.00	61	生涯学習課
坂出市民武道場	343.67	24	生涯学習課
林田運動公園	103.00	40	生涯学習課
坂出市営テニスコート	47.54	49	生涯学習課

#### (2) 施設の現況

スポーツ施設の多くは、建築後長期間経過し、老朽化が進行しています。現在は、不具合が生じた箇所及び利用者の安全確保を優先して修繕を繰り返し実施していますが、根本的な改善には至っておらず、今後、大規模な改修が必要と考えられます。

林田運動公園については、軟式野球及びソフトボール、その他ニュースポーツ用グラウンドとして各種大会等年間を通じて利用されています。整備後40年が経過し、外野の芝も相当傷んでおり、改善を図るには芝の養生期間等の確保が必要です。

#### (3) 今後の維持管理に対する基本方針

カヌー研修センターについては、「カヌーのまちさかいで」推進の拠点として重要な施設であることから、令和元年度に大規模改修を行っており、引き続き適切な維持管理に努めます。

カヌートレーニングセンターについては、令和元年度に新設され、今後も様々なアスリーの育成に寄与する重要な施設であることから、引き続き適切な維持管理に努めます。

林田運動公園については、今後も利用者の安全確保を優先に修繕を実施します。

市内におけるスポーツ施設は限られており、統合や廃止はできない状況にあります。利用者の安全確保を優先に修繕及び更新を実施する予定です。

## 第2項 レクリエーション・観光施設

### (1) 施設の概要

坂出市が保有するレクリエーション・観光施設は、3施設(延床面積1,986.12㎡)です。図表5-6に施設の概要を示します。

図表5-6：坂出市が保有するレクリエーション・観光施設の状況

施設名称	延床面積[㎡]	築年数[年]	所管課
香風園	519.66	25	都市整備課
沙弥島西ノ浜の家	82.05	13	産業観光課
交流の里 おうごし(※)	1,384.41	56	生涯学習課
観光案内所(坂出駅構内)(※)	-	-	産業観光課

(※) 交流の里 おうごしについては、併設している出張所・いこいの家・公民館分を差し引いた面積を表示している。

(※) 観光案内所(坂出駅構内)については、民間施設にテナントとして設置された施設のため、将来の更新費用推計からは除外する。

### (2) 施設の現況

香風園については、平成14年に再整備され、市街地中心部の公園として広く市民に利用されています。香風園の敷地内にある翠松閣は大正時代に、時雨亭は明治時代に建築された歴史ある建物であり、平成13年に坂出市指定文化財(名勝)となっています。まちなかのオアシスとして、また、庭園を觀賞する場として市民の関心が高い施設です。

沙弥島西ノ浜の家については、維持管理は地元住民により行われています。

交流の里おうごしは、宿泊型野外活動施設として平成29年に旧王越小学校を整備工事し開所されました。現在は、青少年の野外活動その他社会教育に係る学習の場を提供し、生涯学習の振興に寄与するとともに、市民共働によるにぎわいの創出及び交流による地域活性化を促進するための地域の拠点として、広く団体に利用されています。

観光案内所については、平成9年からJR坂出駅構内に設けられ、観光案内やレンタサイクルのサービス提供を行っています。

### (3) 今後の維持管理に対する基本方針

香風園については、必要に応じ、適切な維持管理を行います。

沙弥島西ノ浜の家については、大規模な修繕箇所は無いものの、不特定多数の人が利用するため、安全確保や緊急性を考慮した適切な維持管理を行います。

交流の里おうごしについては、地元団体へ管理業務を委託しており、適切な維持管理を行っています。また、小規模な修繕を図るなど利用者の利便性向上と安全面への配慮に努めています。

観光案内所(JR 坂出駅構内)については、施設のあり方を検討することとし、方針が決まるまでは、今後も適切な維持管理を行います。

## 第4節 産業系施設

### 第1項 産業系施設

#### (1) 施設の概要

坂出市が保有する産業系施設は、8施設(延床面積4,361.09㎡)です。図表5-7に施設の概要を示します。

図表5-7：坂出市が保有する産業系施設の状況

施設名称	延床面積[㎡]	築年数[年]	所管課
勤労福祉センター	1,278.79	48	生涯学習課
農業振興機械保管庫	79.44	24	農林水産課
人工土地改良店舗	581.00	40	建設課
人工土地市有店舗	335.26	51	建設課
F号上屋	990.00	57	港湾課
E号上屋	640.00	57	港湾課
総社倉庫	291.60	31	港湾課
松ヶ浦上屋	165.00	40	港湾課
香川県1号上屋(※)	-		港湾課
香川県2号上屋(※)	-		港湾課

(※) 県有財産を坂出市が借りて管理を行っているため、将来の更新費用推計からは除外する。

#### (2) 施設の現況

勤労福祉センターについては、建築後45年以上が経過しており、施設の老朽化が進んでいます。

農業振興機械保管庫については、農林水産課の事業に必要な機械等の保管や作業スペースの確保のために利用しています。

人工土地改良店舗及び人工土地市有店舗については、改良店舗が16区画、市有店舗が3区画あります。平成23年に実施した耐震診断の結果、耐震性に問題があることが判明したため、平成28年度に、耐震化工事の基本設計は完了しています。

港湾課所管の上屋及び倉庫の多くについては、老朽化が進んでいる状態です。

#### (3) 今後の維持管理に対する基本方針

勤労福祉センターについては、坂出駅周辺再整備基本構想において、駅前拠点施設内に機能移転する予定であり、移転までの間については、利用者が多い施設であることから、適切な維持管理を行います。

農業振興機械保管庫については、建築後20年以上が経過しており、今後も適切な維持管理を行います。

人工土地改良店舗及び人工土地市有店舗については、平成 28 年度に、耐震化工事の基本設計は完了していますが、設計時より年数が経過しているため、適切な見直しを行いながら、地元関係者等との合意形成を図る予定です。

港湾課所管の施設については、港湾計画や利用状況等を踏まえて施設の統合や廃止の実施方針・施設の数量を検討していく必要があります。上屋、倉庫については、技術基準対象施設であるため、技術基準に沿った維持管理に努めていきます。

## 第5節 学校教育系施設

### 第1項 学校

#### (1) 施設の概要

坂出市が保有する学校は、12施設(延床面積 59,816.00 m<sup>2</sup>)です。図表 5-8 に施設の概要を示します。

図表 5-8：坂出市が保有する学校の状況

施設名称	延床面積[m <sup>2</sup> ]	築年数[年]	所管課
坂出小学校	8,037.00	14～59	教育総務課
東部小学校	5,307.00	14～68	教育総務課
川津小学校	4,264.00	38～54	教育総務課
林田小学校	3,944.00	28～60	教育総務課
松山小学校	3,554.00	13～59	教育総務課
金山小学校	3,494.00	37～58	教育総務課
府中小学校	3,330.00	24～56	教育総務課
加茂小学校	3,051.00	24～57	教育総務課
西庄小学校	2,464.00	44～48	教育総務課
坂出中学校	9,330.00	27～58	教育総務課
白峰中学校	7,659.00	37～61	教育総務課
東部中学校	5,382.00	37～60	教育総務課

#### (2) 施設の現況

学校施設の多くは、昭和40年代から50年代に整備されており、施設の老朽化が進んでいます。令和7年度時点で、多くの施設は整備後40年以上が経過しており、耐用年数を超過した校舎等の改築(建替)を含め、老朽化対策は喫緊の課題となっています。

構造体の耐震化は完了していますが、非構造部材(落下の恐れがある外壁材等)の耐震化・トイレ改修等、施設の維持管理に相当の費用を要しているのが現状であり、各施設の修繕等に対し、緊急性等の観点から優先順位をつけ対応している状況にあります。

#### (3) 今後の維持管理に対する基本方針

令和6年度に策定した坂出市学校再編整備実施計画の実施計画及び坂出市再編新校(前期)建設基本計画に基づき、地元及び保護者の意見も考慮しながら、学校再編整備の推進を図ります。学校施設は、児童・生徒等が一日の大半を過ごす場でもあるため、法に基づく点検結果に基づいた適切な整備・維持管理を行います。

令和7年度に「坂出市学校施設長寿命化計画」を改定しており、計画に沿った対策を実施していきますが、学校からの要望や危険な箇所に関する修繕等については、緊急性・重要度・損傷の程度等を総合的に判断し適切な対応を行っていきます。

## 第2項 その他教育施設

### (1) 施設の概要

坂出市が保有するその他教育施設は、2施設(延床面積3,209.00㎡)です。図表5-9に施設の概要を示します。

図表5-9：坂出市が保有するその他教育施設の状況

施設名称	延床面積[㎡]	築年数[年]	所管課
白峰学校給食共同調理場	420.00	36	教育総務課
坂出市学校給食センター	2,789.00	3	教育総務課

### (2) 施設の現況

白峰学校給食共同調理場については、現在調理は行っていません。

令和4年度に坂出市学校給食センターを新設しており、市内全公立小中学校・公立幼稚園の調理機能が集約されています。

### (3) 今後の維持管理に対する基本方針

白峰学校給食共同調理場は、学校の再編整備とあわせて、今後施設のあり方を検討します。

令和4年度に新設した坂出市学校給食センターについては、維持管理と運営を民間委託しており、委託先と連携しながら適切な維持管理を行っていきます。

## 第6節 子育て支援施設

### 第1項 幼保・こども園

#### (1) 施設の概要

坂出市が保有する幼保・こども園は、9施設(延床面積6,881.77㎡)です。図表5-10に施設の概要を示します。

図表5-10：坂出市が保有する幼保・こども園の状況

施設名称	延床面積[㎡]	築年数[年]	所管課
加茂こども園	688.81	1～41	こども課
府中こども園	922.04	5～46	こども課
松山こども園	925.85	4～46	こども課
川津こども園	858.00	3～50	こども課
南部保育所	752.10	53	こども課
江尻保育所	546.35	42	こども課
西部保育所	266.62	25	こども課
坂出中央幼稚園	1,103.00	48～54	こども課
林田幼稚園	819.00	48～53	こども課

#### (2) 施設の現況

令和7年度時点で、認定こども園4園、保育所3園、幼稚園2園の運営を行っています。

認定こども園については、就学前施設再編整備に伴う改修や新增築等を実施しておりますが、ほとんどの棟は建築後40年以上経過しています。保育所・幼稚園についても1園を除き建築後40年以上が経過しており、老朽化が進行しています。耐震診断及び耐震改修は完了していますが、施設の維持管理に相当の費用を要しているのが現状であり、各施設の修繕等に対し、緊急性等の観点から優先順位をつけ対応している状況にあります。

なお、坂出中央幼稚園は令和8年度末をもって閉園することとなっています。

#### (3) 今後の維持管理に対する基本方針

「坂出市就学前施設再編整備方針」に基づき、優先して取り組むべきとされた4地区について幼稚園と保育所を統合し認定こども園への移行を完了しており、令和9年度に旧加茂保育所の除却を予定しています。

認定こども園・保育所については、今後も経費の節減やより効率的、効果的な施設運営を前提としつつ、適切な維持管理に努めます。

幼稚園についても、緊急性・重要度・損傷の程度等の総合的な判断のもと、適切な維持管理を行うこととしています。令和7年度に「坂出市学校施設長寿命化計画」を改定しており、計画に沿った対策を実施していきます。

## 第2項 幼児・児童施設

### (1) 施設の概要

坂出市が保有する幼児・児童施設は、3施設(延床面積1,055.70㎡)です。図表5-11に施設の概要を示します。

図表5-11：坂出市が保有する幼児・児童施設の状況

施設名称	延床面積[㎡]	築年数[年]	所管課
西庄児童館	315.00	47	人権課
さかいで子育て支援センター	329.70	38	こども課
坂出小学校仲よし教室	411.00	9	教育総務課

### (2) 施設の現況

西庄児童館については、子どもの健全育成に資するよう、健全な遊び場としての図書室及び遊戯室、学力向上のための学習室を提供するとともに、人権教育・啓発の推進に資するよう、各種研修会に利用できる研修室を提供しています。

さかいで子育て支援センターについては、平成27年度において「旧坂出ハイツ」の母子寮棟の解体撤去及び管理棟の大規模改修を行い、平成28年4月に開所しました。施設の運営管理については指定管理者制度により特定非営利活動法人に委託しています。

坂出小学校仲よし教室は平成28年度に設置しており、児童の健全な育成と子育て支援の充実を図っています。

### (3) 今後の維持管理に対する基本方針

西庄児童館については、利用者の利便性の向上と安全確保に配慮し、必要性和緊急度に応じた施設の適切な維持管理に努めていきます。

さかいで子育て支援センターについては、経費の節減やより効率的、効果的な施設運営を前提としつつ、適切な維持管理に努めます。施設の軽微な修繕については施設の管理運営者が実施し、それ以外の修繕については、市で対応する方針です。

坂出小学校仲よし教室については、児童の健全な育成と子育て支援の充実を図るための重要な施設であることから、引き続き適切な維持管理に努めます。

## 第7節 保健・福祉施設

### 第1項 高齢福祉施設

#### (1) 施設の概要

坂出市が保有する高齢福祉施設は、16施設(延床面積 3,093.66 m<sup>2</sup>)です。図表 5-12 に施設の概要を示します。

図表 5-12：坂出市が保有する高齢福祉施設の状況

施設名称	延床面積[m <sup>2</sup> ]	築年数[年]	所管課
林田老人いきいの家 (※)	476.00	42	ふくし課
松山老人いきいの家 (※)	470.00	38	ふくし課
西庄老人いきいの家 (※)	454.00	34	ふくし課
老人いきがいの家	215.30	44	ふくし課
川津老人いきいの家	188.00	73	ふくし課
西部つどいの家	180.52	23	ふくし課
川津ふれあい会館	179.69	22	ふくし課
府中老人いきいの家	171.42	24	ふくし課
櫃石老人いきいの家	140.18	40	ふくし課
福江老人いきいの家 (※)	133.57	72	ふくし課
瀬居老人いきいの家	104.06	57	ふくし課
王越老人いきいの家 (※)	103.65	56	ふくし課
岩黒老人いきいの家 (※)	95.00	25	ふくし課
東部老人いきいの家	54.65	25	ふくし課
坂出老人いきいの家	69.30	27	ふくし課
加茂老人いきいの家	58.32	48	ふくし課
金山老人いきいの家 (※)	-		ふくし課
西部老人いきいの家 (※)	-		ふくし課

(※) 林田、松山、西庄、福江、王越、岩黒の各老人いきいの家は、公民館・出張所と併設されているため、将来の更新費用推計においては除外する。

(※) 金山、西部の各老人いきいの家は、民間施設に設置された施設のため、将来の更新費用推計からは除外する。

#### (2) 施設の現況

上記の各施設については、各地区老人クラブにて施設の管理を行い、修繕等が必要な場合は市で対応しています。ただし、施設数が多いことから、緊急性等を踏まえ、優先順位をつけながら対応している状況にあります。

#### (3) 今後の維持管理に対する基本方針

維持管理・修繕については、利用者の安全確保を優先に、緊急性等の観点から適切な維持管理に努めます。なお、出張所・公民館等との併設型の施設については、統合や廃止に関し全庁的な判断が必要となります。

## 第2項 保健施設

### (1) 施設の概要

坂出市が保有する保健施設は、1施設(延床面積 187.15 m<sup>2</sup>)です。図表 5-14 に施設の概要を示します。

図表 5-14 : 坂出市が保有する保健施設の状況

施設名称	延床面積[m <sup>2</sup> ]	築年数[年]	所管課
王越町保健センター	187.15	20	けんこう課

### (2) 施設の現況

王越町保健センターについては、市民の健康づくりを推進するための施設として平成 17 年に設置されました。多目的ホールや料理実習室等を備えた様々なニーズに対応できる施設であり、行政・市民グループ等利用団体に利用されています。

### (3) 今後の維持管理に対する基本方針

王越町保健センターについては、地元住民にとって保健・医療の一体的な取組を行うための必須の施設となっています。また、施設内に診療所の機能を有しており、安全・安心なまちづくりの拠点となっています。そのため、今後も効率的・効果的な運営と適切な維持管理を行います。

## 第 8 節 医療施設

### 第 1 項 医療施設

#### (1) 施設の概要

坂出市が保有する医療施設は、2 施設(延床面積 58.66 m<sup>2</sup>)です。図表 5-15 に施設の概要を示します。

図表 5-15 : 坂出市が保有する医療施設の状況

施設名称	延床面積[m <sup>2</sup> ]	築年数[年]	所管課
王越診療所	33.12	20	けんこう課
与島診療所	25.54	23	けんこう課

#### (2) 施設の現況

王越診療所については、昭和 44 年にへき地診療所として開設され、町民の健康維持に寄与してきました。施設の老朽化に伴い、平成 17 年に王越町保健センター内へ移転しました。王越町の町民にとって唯一の診療施設であり、高齢化する町民にとっては身近な医療施設として必要な施設となっています。

与島診療所については、昭和 34 年に国民健康保険へき地直営診療所として開設され、島民の健康維持に寄与してきました。その後、施設の老朽化に伴い、平成 20 年に隣接する中央公民館与島分館内へ改修・移転しました。与島地区島民に身近な医療施設として必要な施設となっています。

それぞれの移転先である中央公民館与島分館及び王越町保健センターは昭和 57 年以降に新耐震基準で建設された建物であり、耐震性を有しています。与島診療所の移転先である中央公民館与島分館は指定避難所・緊急避難場所に指定されています。

#### (3) 今後の維持管理に対する基本方針

王越診療所、与島診療所ともに、必要性や緊急性を考慮した修繕対応等、適切な維持管理を行います。

## 第9節 行政系施設

### 第1項 庁舎等

#### (1) 施設の概要

坂出市が保有する庁舎等は、12施設(延床面積 10,200.39 m<sup>2</sup>)です。図表 5-16 に施設の概要を示します。

図表 5-16 : 坂出市が保有する庁舎等の状況

施設名称	延床面積[m <sup>2</sup> ]	築年数[年]	所管課
坂出市役所(本庁舎等)	7,005.59	5~26	財務課
坂出合同庁舎(市の専有部分)	1,062.71	35	財務課
教育会館	1,070.40	43	財務課
王越出張所	103.65	56	財務課
林田出張所	21.00	42	財務課
松山出張所	19.00	38	財務課
加茂出張所	19.00	41	財務課
与島出張所	18.24	23	財務課
川津出張所	17.00	36	財務課
府中出張所	13.00	42	財務課
生活環境課庁舎	705.00	46~57	生活環境課
生活環境課職員詰所	145.80	26~28	生活環境課

#### (2) 施設の現況

坂出市役所(本庁舎等)については、老朽化が進んでいたことから、令和2年度に建替を実施しました。坂出市役所(本庁舎等)のうち東館については、継続して利用しています。

坂出合同庁舎については、統括管理者である税務署の方針のもとで維持管理を行っています。

分庁舎である教育会館については、適切な維持管理を行っていますが、特に空調設備の老朽化が進んでいます。

各出張所については、公民館の一室を使用して設置されている施設です。

生活環境課庁舎については、建築後50年以上が経過し老朽化が進行しています。平成25年に実施した耐震診断では、建替相当の診断があり、耐震性に問題がある状態です。

生活環境課職員詰所については、構造がプレハブ造で既に耐用年数を経過しており、老朽化が進んでいる状態です。

#### (3) 今後の維持管理に対する基本方針

坂出市役所(本庁舎等)については、予防保全の考え方を取り入れながら今後も適切な維持管理を行っていきます。

坂出市役所東館、坂出合同庁舎については、今後も継続して利用を行うため、適切な維持管理を行っていきます。

教育会館については、健全度が低くなっていること等を踏まえて、旧水道局への移転を含め検討します。

各出張所については、公民館と一体的な整備がなされているため、公民館の維持管理方針と整合性を図りつつ、適切に管理を行います。

生活環境課庁舎及びプレハブ造の生活環境課職員詰所については、施設のあり方を検討中であり、方針が決まるまでは、職員が被災した場合に災害対応に支障を来す恐れがあることから、適切な維持管理を行っていきます。

## 第2項 消防施設

### (1) 施設の概要

坂出市が保有する防災拠点としての消防施設は、12施設(延床面積3,180.18㎡)、その他消防団施設は10施設(延床面積396.52㎡)です。図表5-17及び図表5-18に施設の概要を示します。

図表5-17：坂出市が保有する消防施設の状況【防災拠点】

施設名称	延床面積[㎡]	築年数[年]	所管課
消防本部	1,905.77	3～45	消防本部
消防署番の州分署	355.34	47	消防本部
消防署南部分署	198.35	36	消防本部
消防署東部分遣所	145.00	44	消防本部
消防団加茂分団屯所	85.30	39	消防本部
林田分団2部消防屯所	71.80	23～43	消防本部
消防団川津分団本部屯所	71.73	24	消防本部
消防団王越分団第2部屯所	71.72	11	消防本部
消防団中央分団本部屯所	71.72	15	消防本部
消防団松山分団本部屯所	71.73	21	消防本部
消防団西部分団本部屯所	71.72	9	消防本部
消防団府中分団屯所	60.00	49	消防本部

図表 5-18 : 坂出市が保有する消防施設の状況【その他消防団施設】

施設名称	延床面積[m <sup>2</sup> ]	築年数[年]	所管課
消防団西部分団第1部1班屯所	64.80	39	消防本部
消防団中央分団第4部屯所	57.68	34	消防本部
消防団中央分団第3部屯所	56.00	43	消防本部
消防団松山分団第4部屯所	47.24	47	消防本部
消防団番の州分団第1部第2班屯所	39.60	51	消防本部
消防団番の州分団第2部第2班屯所	27.36	47	消防本部
消防団西部分団第3部1班屯所	13.00	52	消防本部
消防団与島分団第3部屯所	27.00	2	消防本部
消防団与島分団第1部器具置場	12.00	43	消防本部
旧消防団西部分団第2部屯所	51.84	53	消防本部

## (2) 施設の現況

坂出市が保有する防災拠点としての消防施設は、坂出市公共施設耐震化計画に基づき改修が終わっています。また、その他消防団建物は、昭和 60 年前後に建築した建物が大半を占め建物の老朽化が進行している状況であり、維持管理については市及び各分団で対応しています。

坂出市公共施設耐震化計画対象外の建物で、旧耐震基準建物については早急な改修等が必要であると考えられます。しかしながら、施設数が多いため、緊急性等の観点から判断し優先順位をつけながら対応している状況です。老朽化した施設の建替や改修への対応が今後の課題となっています。消防団与島分団第 3 部屯所に関しては令和 5 年度中に建替をしました。

また、全国的に女性消防吏員の活躍推進が進められています。坂出市消防庁舎については、女性消防吏員の採用や増加に対応可能な、女性専用のトイレ・更衣室・浴室・仮眠室等、施設の用途変更や改修を実施しました。

## (3) 今後の維持管理に対する基本方針

各地域を管轄する分団毎に拠点となる分団本部施設を建設し、防災拠点として適切な維持管理に努めています。

現存の旧耐震基準に基づくその他消防団建物は、耐震強度不足と老朽化といった問題があるため、地元住民との共働・連携による維持管理を図るとともに、修繕・改修等については建築年度が古く老朽化が進んだ施設の現状等を踏まえ、地域分団と検討したうえで実施していく方針です。将来にわたっては、消防本部については、ワーキンググループを立ち上げて今後の方向性を検討しています。消防署南部分署や消防署東部分遣所については、本市の消防体制、災害状況等を考慮し、他の消防施設との統合も視野に入れ検討します。

### 第3項 その他行政系施設

#### (1) 施設の概要

坂出市が保有するその他行政系施設は、11施設(延床面積1,300.99㎡)です。図表5-19に施設の概要を示します。

図表5-19：坂出市が保有するその他行政系施設の状況

施設名称	延床面積[㎡]	築年数[年]	所管課
与島開発総合センター	585.00	44	政策課
大気汚染自動測定局舎(相模坊局)	9.00	24	生活環境課
環境測定局舎(林田局)	7.00	23	生活環境課
港務所	222.81	27	港湾課
林田町倉庫	175.10	51	港湾課
防災資材倉庫	93.01	26	港湾課
与島港管理事務所	6.00	14	港湾課
中央埠頭保安警備員詰所	3.19	21	港湾課
林田埠頭保安警備員詰所	3.19	21	港湾課
西岸壁保安警備員詰所	1.69	21	港湾課
東部防災備蓄倉庫	195.00	51	危機管理課

#### (2) 施設の現況

与島開発総合センターについては、離島における産業及び社会教育の振興、生活改善の推進、保健・福祉の増進等の機能を果たすため、多目的な総合施設として設置されました。現在、島民の各種会合や災害時の避難場所等として利用されています。

大気汚染自動測定局舎については、林田局及び相模坊局の2つの測定局の局舎がプレハブ施設となっています。林田局は平成14年、相模坊局は平成13年に整備された施設であり、設置後、20年以上経過しています。局舎のプレハブの耐用年数が7~10年程度とされている中で、大きな傷みもなく使用できており、できる限りの延命化を図ることが課題となっています。

港務所については、平成10年に建築されたもので比較的新しい施設ですが、空調設備に老朽化が見受けられます。

林田町倉庫については、老朽化が進んでおり、今後、倉庫の統廃合等を含めた検討が課題となっています。

防災資材倉庫については、平成11年に建築されたもので、比較的新しい施設であり老朽化による損傷は見られません。

与島港管理事務所については、平成23年に現在の位置に設置されたもので老朽化による損傷はありません。

中央埠頭保安警備員詰所及び林田埠頭保安警備員詰所については、平成 16 年に設置されたもので簡易な構造のため老朽化が著しく、建替等の今後の対応の検討が課題となっています。

西岸壁保安警備員詰所については、平成 25 年度に設置されたもので老朽化による損傷はありません。

東部防災備蓄倉庫は、老朽化は進んでいるものの、使用目標年数は超過していません。

### (3) 今後の維持管理に対する基本方針

与島開発総合センターについては、必要性や緊急性を総合的に判断しながら、適宜、修繕を行っており、今後も適切な維持管理に努めていきます。

大気汚染自動測定局舎及び測定局については各地点における測定数値を得る目的のために設置されており、現在のところ統合や廃止、施設数の削減を行わず現状維持を図る方針です。

港湾課所管の施設については、現在は必要性に応じた修繕を行っており、今後も適切な維持管理を行います。老朽化している施設に対しては建物の建替や統廃合等具体的な方針を検討していきます。

東部防災備蓄倉庫は、本市東部における緊急物資の備蓄拠点であり、代替施設も無いことから、引き続き適切な維持管理に努めます。

## 第10節 市営住宅

### 第1項 市営住宅

#### (1) 施設の概要

坂出市が保有する市営住宅は、28施設(延床面積41,779.32㎡)です。図表5-20に施設の概要を示します。

図表5-20：坂出市が保有する市営住宅の状況

施設名称	延床面積[㎡]	築年数[年]	所管課
西庄団地	6,660.77	40～55	建設課
京町団地	5,226.20	40～60	建設課
川津団地	3,497.29	45～47	建設課
新林田団地	3,296.79	30～37	建設課
常盤団地	3,026.70	32～34	建設課
牛の子団地	2,869.01	52～57	建設課
八十場西団地	2,555.54	47～49	建設課
西庄北団地	1,919.28	38～39	建設課
八十場南団地	1,510.84	52～59	建設課
西庄(野田)団地	1,732.56	42～47	建設課
内浜団地	929.50	63～67	建設課
八十場中団地	1,477.75	45～46	建設課
小山団地	1,031.25	58～61	建設課
昭和団地	1,279.52	38	建設課
北新団地	780.00	78	建設課
林田団地	242.90	68～70	建設課
宮下団地	222.90	68～71	建設課
緑町団地	735.00	40	建設課
府中団地	309.25	61～68	建設課
池園団地	347.00	69～70	建設課
西庄東団地	599.44	35	建設課
御供所北団地	382.40	67	建設課
御供所団地	376.36	40	建設課
八十場東団地	304.78	61	建設課
春日団地	166.55	61	建設課
福江団地	187.50	59	建設課
与島団地	84.24	70	建設課
横津団地	28.00	74	建設課

## (2) 施設の現況

市営住宅については、4割以上の住戸が耐用年数を経過し、設備・機能面での老朽化等が進んでいます。このため、日常的に実施する修繕も多いことから、雨漏り等、緊急性の観点を検討し優先順位をつけ対応している状況であり、効率的な住宅の機能回復や更新が課題となっています。

また、老朽化の状況や住戸のストック量を考慮して、住宅の一部取壊し等も進めています。

## (3) 今後の維持管理に対する基本方針

平成25年度に、中長期的な視野で市営住宅ストックの計画的・効率的な住宅の更新や点検の強化及び早期の管理・修繕を図るため、団地別・住棟別の活用手法及び長寿命化のための維持管理の事業・取組等について定めた「坂出市公営住宅等長寿命化計画」を策定しました。令和4年度に計画を見直しています。

市営住宅は、現況入居者の住環境の確保と住宅セーフティネットとしての役割を持つことから、地元関係者等の意見や財政状況等により、活用方針等の見直しを定期的に行い、適正な管理戸数の維持・確保をめざします。

京町団地については、耐震化に合わせて、居住環境の改善と中心市街地の活性化を目的に人工土地の再生を図ります。

## 第11節 公園

### 第1項 公園施設

#### (1) 施設の概要

坂出市が保有する公園施設は、21施設(延床面積307.43㎡)です。図表5-21に施設の概要を示します。

図表5-21：坂出市が保有する公園施設の状況

施設名称	延床面積[㎡]	築年数[年]	所管課
市民広場	66.80	24	都市整備課
聖通寺山公園	39.00	69	都市整備課
田尾坂公園	28.12	35	都市整備課
下川津緑地公園	26.52	36	都市整備課
西庄児童公園	12.21	48	都市整備課
鎌田池公園	10.20	49	都市整備課
御供所公園	10.12	52	都市整備課
西原公園	9.72	46	都市整備課
西大浜第1公園	9.59	39	都市整備課
かじや町公園	6.61	74	都市整備課
鉄砲町児童公園	6.44	68	都市整備課
西大浜第2公園	6.34	39	都市整備課
西大浜第4公園	6.34	40	都市整備課
西大浜第3公園	6.34	43	都市整備課
北原池公園	5.00	37	都市整備課
東大浜第1公園	2.71	43	都市整備課
聖通寺山公園御供所運動場	2.51	40	都市整備課
西大浜第5公園	2.00	42	都市整備課
東山児童公園	2.00	48	都市整備課
まろっこパーク	22.52	4	都市整備課
東大浜緑地	26.34	48	都市整備課

(注)ただし、延床面積は公園内に設置された建物に限る。

#### (2) 施設の現況

都市公園等の公園については、市街地を中心に位置しており、各公園の便所等の施設は多くの方々に利用されている状況です。

#### (3) 今後の維持管理に対する基本方針

都市公園等の公園内に設置された便所等の建物については、市職員や管理業者及び地元自治会等で点検を行い、必要に応じて修繕等を実施する等、今後も適切な維持管理を行います。

## 第 12 節 供給処理施設

### 第 1 項 供給処理施設

#### (1) 施設の概要

坂出市が保有する供給処理施設は、25 施設(延床面積 9,388.98 m<sup>2</sup>)です。図表 5-22 に施設の概要を示します。

図表 5-22：坂出市が保有する供給処理施設の状況

施設名称	延床面積[m <sup>2</sup> ]	築年数[年]	所管課
坂出港(総社地区)排水機場	10.08	-	港湾課
リサイクルプラザ	5,960.87	25~26	生活環境課
坂出環境センター	262.00	35	生活環境課
新開排水機場	170.00	46	農林水産課
大番排水機場	132.00	49	農林水産課
高屋排水機場	120.00	47	農林水産課
片山排水機場	12.00	42	農林水産課
西部雨水ポンプ場	1,517.67	33	都市整備課
川津ポンプ場	275.37	39	都市整備課
三七ポンプ場	317.20	35~66	都市整備課
青木屋ポンプ場	148.29	74	都市整備課
天神ポンプ場	84.47	39	都市整備課
東浜ポンプ場	11.20	33	都市整備課
西部流末ポンプ場	10.36	39	都市整備課
坂江水門	139.00	32	建設課
大番水門	78.47	46	建設課
与北水門	53.00	32	建設課
新開水門	19.00	32	建設課
与北小水門	17.00	32	建設課
一文字水門	16.00	32	建設課
掘切水門	15.00	32	建設課
東新開水門	10.00	32	建設課
外新開水門	5.00	32	建設課
川津排水機場	4.00	32	建設課
満尻水門	1.00	32	建設課

(注)ただし、延床面積は供給処理施設内に設置された建物に限る。

#### (2) 施設の現況

港湾課が所管する坂出港(総社地区)排水機場については、総社地区の埋立てに伴い背後地の冠水防止のために設置されたものです。現在年 2 回、建物及び設備の定期点検を行い、必要性に応じた修繕を実施しています。

リサイクルプラザについては、平成 11 年度に建築したのですが、老朽化が進行しています。また、内部の設備もほとんどの設備が耐用年数を経過している状況のため、機器更新工事を順次実施しているところです。

坂出環境センターについては、平成 2 年度に建築したもので、老朽化が進行しています。そのため、平成 25 年度に延命化計画を策定し、現在、機器更新工事を順次実施しているところです。

農林水産課が所管する 4 箇所の排水機場については、昭和 49 年から昭和 59 年にかけて県営事業にて設置され、平成 3 年に香川県より譲与を受けたものです。適切な維持管理に努めており、緊急性に応じて修繕を行っています。

大番排水機場については、令和 2 年度から県営事業にて施設の更新を図っています。

都市整備課が所管する公共下水道(下水道事業会計分)のポンプ場として、西部雨水ポンプ場が設置されています。西部雨水ポンプ場は平成 4 年度に供用開始されたポンプ場です。公共下水道以外(一般会計分)のポンプ場・水門については、市街地の浸水対策として、11 箇所のポンプ場と併設の水門 9 箇所が設置されています。(ポンプ棟等の建物がないものも含む)ポンプ内部の定期的なオイル交換、除塵機及び沈砂掻揚機における経年劣化による各消耗部品の交換整備等、施設設備の適切な維持管理を行っています。

建設課が所管する水門、ポンプ場の多くが建築後 30 年以上経過しており、老朽化が進んでいる状況です。施設数が多いため、緊急性等の観点から優先順位を判断し修繕等の対応を行っています。ポンプ小屋等の建物に関しても老朽化が進んでおり、応急的に修繕を行っています。台風や豪雨が予測されるときには作動状況の確認を実施しています。

### (3) 今後の維持管理に対する基本方針

港湾課が所管する坂出港(総社地区)排水機場については、今後も適切な維持管理を実施してまいります。

リサイクルプラザ及び坂出環境センターについては、ともに坂出市のごみ処理サイクルの基幹施設となっています。施設・設備が使用できなくなれば、ごみ処理の停滞や、近隣環境へ影響が及ぶことが想定されることから、必要に応じて適切な修繕等の対応を行います。

坂出環境センターについては、設備の増強や埋立地の延命化に係る第 2 期工事の検討を行います。

農林水産課が所管する排水機場については、建築後約 30 年以上が経過し、建物・機械設備等の老朽化が進んでおり、大番以外の排水機場についても改修等により適切な維持管理を実施してまいります。また、周辺の宅地化等による状況の変化に対応するため、ポンプの増設等によるさらなる排水能力の向上が必要となる可能性があります。

都市整備課が所管するポンプ場については、機械、電気等の設備のうち、古いものは昭和 30 年代から昭和 40 年代に製作設置されたものがあり、水門の改修も合わせ、防災対策の中で緊急性の高いものから優先順位を立て、計画的な改築及び更新を行う必要があります。公

共下水道事業全体の維持管理・修繕・更新計画として、管渠も含めた坂出市下水道ストックマネジメント計画を策定しており、優先順位に基づいた改築整備を順次行うこととしています。また、大規模な改修整備についても、計画的に実施していきます。

建設課所管の水門、ポンプ場は豪雨や台風の際に内水の排除のための重要な役割を担っていることから、各水門、ポンプ場ごとに地元住民との共働による維持管理を図ります。ポンプ小屋等の建物に関しても、今後建替等も含め検討をしていく必要があります。地震津波対策による対応が迫られており、現水門の補強や水門の新規設置等、早急な検討が必要となっています。

## 第13節 その他

### 第1項 その他

#### (1) 施設の概要

坂出市が保有するその他の施設は、29施設(延床面積17,410.28㎡)です。図表5-23に施設の概要を示します。

図表5-23：坂出市が保有するその他の施設の状況

施設名称	延床面積[㎡]	築年数[年]	所管課
高校生のための多目的スペース「かもめの広場」※	151.00	28	財務課
旧与島小・中学校	1,802.00	39～49	教育総務課
旧金山幼稚園	574.00	49	教育総務課
神谷神社休憩施設	42.32	18	文化振興課
櫃石公衆便所	16.00	－	農林水産課
西行法師の道公衆便所	9.88	22	産業観光課
白峰西寺園地	8.33	61	産業観光課
田尾火葬場	424.69	73	生活環境課
葬祭場職員住宅	92.00	40	生活環境課
西運河船客待合所	203.13	40	港湾課
中央埠頭待合所	19.44	51	港湾課
西運河公衆便所	9.14	－	港湾課
林田公衆便所	21.00	－	港湾課
旧坂出港務所	641.62	91	財務課
旧坂出港務所中央岸壁詰所	114.00	69	財務課
旧沙弥小・中学校	391.67	47	財務課
旧西庄幼稚園	430.00	52	教育総務課・財務課
坂出駅北口地下駐車場	5,244.00	25	都市整備課
沙弥島屋外トイレ	32.35	7	文化振興課
旧王越出張所	165.71	49	財務課
旧瀬居幼稚園	286.00	38～44	教育総務課
旧瀬居小学校	1,624.00	34～68	教育総務課
旧瀬居中学校	1,848.00	45～49	教育総務課
旧櫃石小学校	1,311.00	38～40	教育総務課
旧櫃石中学校	736.00	41	教育総務課
旧与島幼稚園	132.00	39～46	教育総務課
旧岩黒小学校	804.00	33～41	教育総務課
旧岩黒中学校	210.00	41	教育総務課
旧櫃石幼稚園	67.00	40	教育総務課

(注)ただし、延床面積はその他の施設内に設置された建物に限る。

(※)高校生のための多目的スペース「かもめの広場」は、民間（JR）財産を坂出市が借りて運用しているため、将来の更新費用推計においては除外する。

## (2) 施設の現況

高校生のための多目的スペース「かもめの広場」については、旧坂出駅市民サービスセンターの機能停止後、令和2年度中に改修工事を実施し、高校生のための多目的スペースとして供用を開始しています。

神谷神社休憩施設については、国宝神社建築である神谷神社の見学に訪れる人々の便宜を図り、文化と観光の振興を図るため、平成19年に設置されました。

櫃石公衆便所については、バス停留所の前にあり、島外からの釣り人等が利用する施設で、維持管理については地元自治会に清掃委託等を行っています。

西行法師の道公衆便所については、西行法師の道整備促進協議会より寄付を受けたものです。

白峰西寺園地に設置された公衆便所については、花見客や展望台利用客により使用されています。なお、白峯寺前に香川県が新しく公衆便所を整備しています。

田尾火葬場については、昭和28年に建築され老朽化が進行しています。市内唯一の火葬場として平成18年には身体障がい者用トイレの設置や待合室の改修、また、定期点検整備工事等を毎年行っています。

葬祭場職員住宅については、2棟のうち1棟を職員住宅でなく職員の更衣室や待機スペースとして現在利用しています。残りの1棟は、住民に賃貸している状況です。

港湾課所管の施設については、全てにおいて老朽化が進んでいる状態です。西運河船客待合所は、現在シルバー人材センターが一部を事務所として使用しています。待合所部分については、利用者数は少ないものの観光船の待合所として使用されています。

中央埠頭待合所については、通船の待合所として使用されておらず、利用者数も少ない状況です。

財務課所管の普通財産の施設については、利用者からの要望や安全性の観点から、必要性に応じた維持管理を行っていますが、建設当時の利用目的が時代とともに変遷したことにより管理方針が定まっておらず、耐震性等の安全に関する部分に問題があるものが存在する状況です。

坂出駅北口地下駐車場については、商業・業務施設等が集積している駅周辺の都市機能強化を図るとともに、効率的な駐車対策や中心市街地の活性化等を目的に建設し、平成13年に業務を開始しました。常駐する管理業者が日常的な点検を行っており、維持管理や修繕、更新については、管理業者からの点検報告に基づき、必要性のあるものについて対応を行っています。

旧与島小・中学校、旧金山幼稚園、旧沙弥小・中学校、旧与島幼稚園、旧西庄幼稚園、旧瀬居幼稚園、旧瀬居小学校、旧瀬居中学校、旧岩黒小学校、旧岩黒中学校、旧櫃石小学校、旧櫃石中学校、旧櫃石幼稚園は、人口減少などにより、閉校及び閉園となっています。

### (3) 今後の維持管理に対する基本方針

高校生のための多目的スペース「かもめの広場」については、引き続き適切な維持管理に努めます。

神谷神社休憩施設については、今後も神谷神社に清掃・維持管理業務を委託し、適切に管理していくこととしています。

櫃石公衆便所については、今後も地元自治会に清掃・維持管理業務を委託し、適切に管理していきます。

西行法師の道公衆便所については、寄付採納を受けたものであることから、今後も適切な維持管理を行うこととしています。

白峰西寺園地に設置された公衆便所については、必要に応じて清掃、修繕等を実施するなど、適切な維持管理を行います。

港湾課所管の施設については、港湾計画や利用状況等を踏まえて施設の統合や廃止の実施方針・施設の数量を検討していきます。

田尾火葬場については、定期点検整備工事を毎年行いつつ、適切な維持管理を行います。また、新築に向けて、現在検討が行われています。

葬祭場職員住宅については、利活用の検討を進めていきます。また、住民へ賃貸を行っている1棟については、継続して適切な維持管理を行っていきます。

財務課所管の普通財産の施設について、利用目的のないものについては、建物の撤去や、土地の処分(売却)を検討することが必要と考えられます。利用目的のあるものについては、現状の利用者に配慮しながら必要な維持管理を行い、設置目的の明確化と維持管理の必要性を明らかにすることで、計画的な維持管理を行います。

坂出駅北口地下駐車場については、利用者の利便性や安全性確保の観点から、駐車場の経営戦略等の計画に基づいて修繕・補修工事を実施していくことにより、今後も適切な施設の維持管理を行います。

旧与島小学校、旧与島中学校、旧与島幼稚園、旧金山幼稚園は、除却を検討します。

旧沙弥小・中学校、旧瀬居小学校、旧瀬居中学校、旧瀬居幼稚園、旧岩黒小学校、旧岩黒中学校、旧櫃石小学校、旧櫃石中学校、旧櫃石幼稚園は、利活用の検討を図ります。

旧西庄幼稚園は、引き続き適切な維持管理に努めます。

## 第6章 インフラ系公共施設の管理に関する基本的な方針

### 第1節 市道

#### (1) 施設の概要

図表 6-1 は、本市が保有するインフラ系公共施設(市道)の延長及び面積をまとめたものです。

図表 6-1 : 市道の状況

区分	延長[m]	面積[m <sup>2</sup> ]
車道	385,072	1,605,466
歩道	77,168	181,003

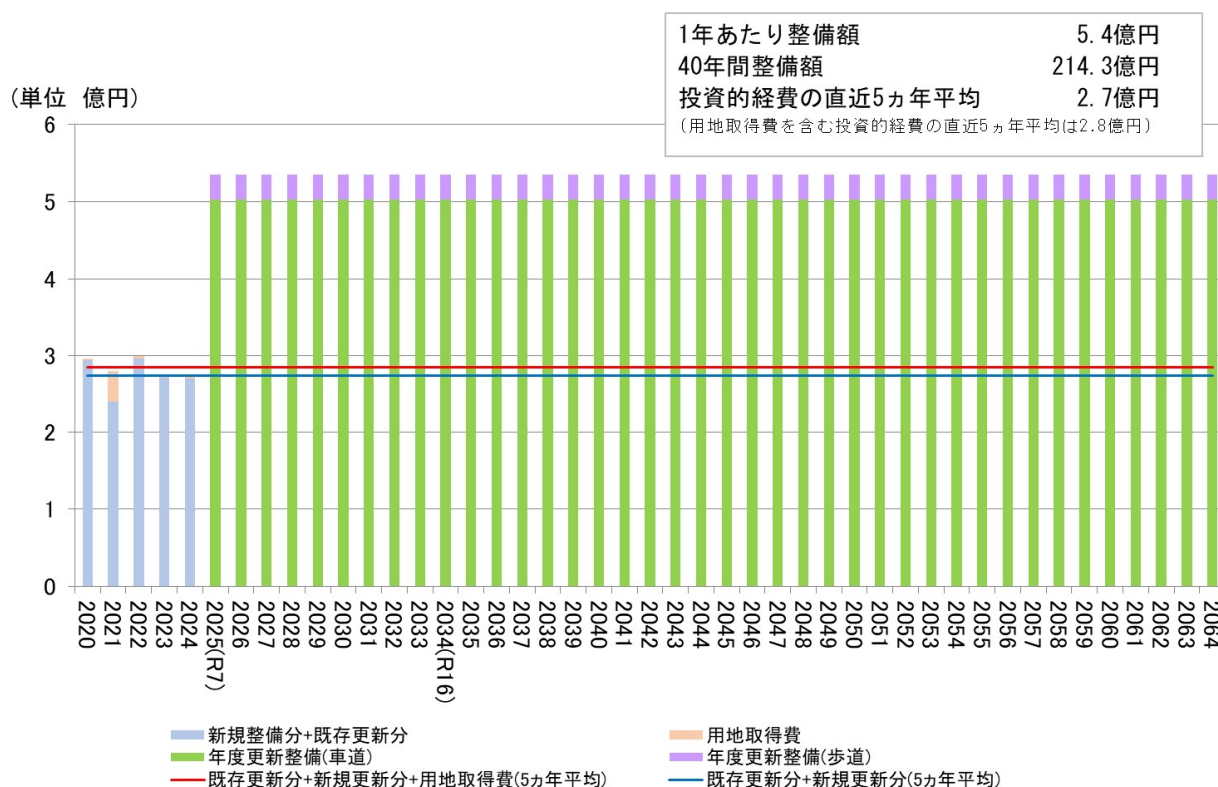
#### (2) 将来の更新費用の推計

図表 6-2 は、市道の将来の更新費用の推計を示しています。本市が所有する市道について、将来の更新費用を試算した結果、現状規模のまま更新を行った場合、今後 40 年間で約 214 億 3 千万円かかる試算となりました。年平均を計算すると、毎年約 5 億 4 千万円かかる試算です。

また、図表 6-3 は、市道の直近 5 カ年の投資的経費を示しています。1 カ年当たりの平均は約 2 億 8 千万円であることから、約 2 億 6 千万円不足する試算です。(現状の市道に係る 1 カ年当たりの平均投資的経費の約 1.93 倍)

なお、直近 5 カ年の投資的経費の平均である約 2 億 8 千万円には、既存の市道を維持補修するための費用の他に、市道を新設するための費用や用地取得費が含まれています。そのため、今後現状規模のまま更新を行うことに加えて市道の新設を行うことを考慮すると、さらなる財源不足が見込まれます。

図表 6-2 : 市道の更新費用予測



(資料：総務省公共施設等更新費用試算ソフトウェア ver2.1)

図表 6-3 : 市道の直近5ヵ年の投資的経費(千円)

年度	既存更新及び 新規整備分	用地取得分	合計
R2 年度(2020年)	294,690	1,545	296,235
R3 年度(2021年)	239,599	41,210	280,809
R4 年度(2022年)	296,194	3,083	299,277
R5 年度(2023年)	271,595	2,268	273,863
R6 年度(2024年)	270,399	2,738	273,137
平均	274,495	10,169	284,664

### (3) 維持管理の基本方針

施設の数量・品質・コストの適正性に対しては、以下のような基本的な考えのもとに、施設の管理・運用費の削減に取り組みます。

#### ① 数量の適正性に関する基本的な考え方

厳しい財政状況を踏まえ、安全性を確保しつつ効率的・効果的な事業計画に基づく改修・維持修繕により、施設の更新を図ることが求められます。

#### ② 品質の適正性に関する基本的な考え方

市道の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

#### ③ コストの適正性に関する基本的な考え方

施設管理の容易さと道路資材の規格化を進め、将来コストの縮減に努めます。道路構造令及び市条例の弾力的な運用に努め、経済性を考慮した適切な市道整備を行います。

## 第2節 橋りょう

### (1) 施設の概要

図表 6-4 は、本市が保有するインフラ系公共施設(橋りょう)の状況をまとめたものです。

図表 6-4 : 橋りょうの状況

区分	箇所数	延長[m]
橋りょう	283 箇所	2,987

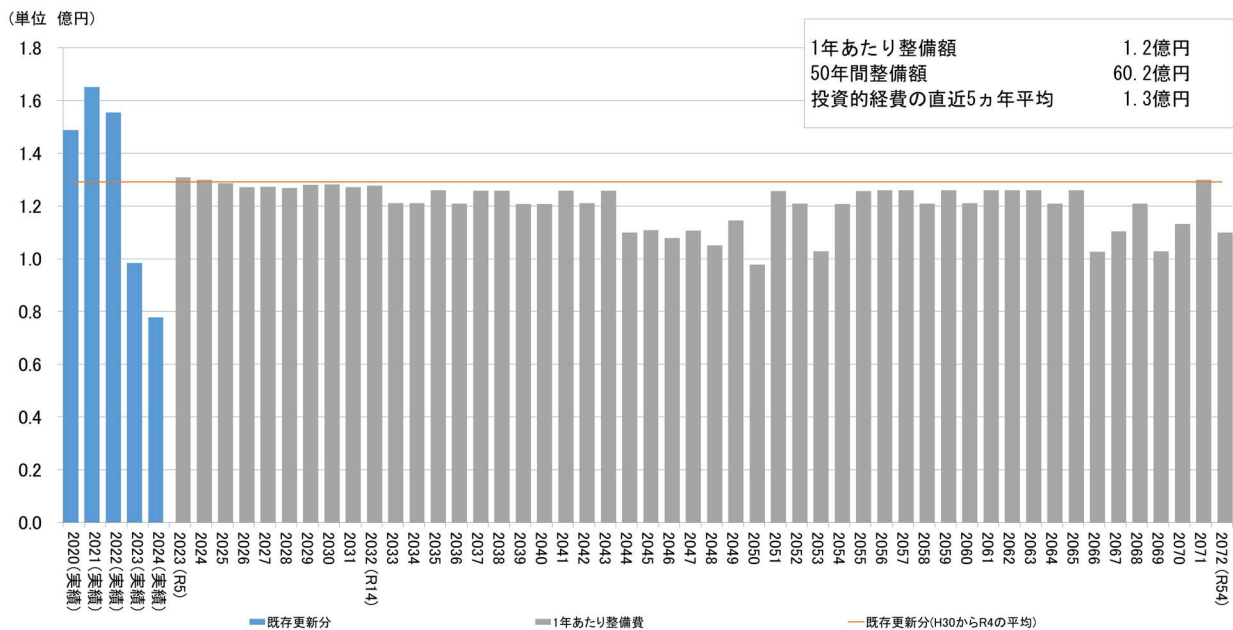
### (2) 将来の更新費用の推計

図表 6-5 は、橋りょうの将来の更新費用の推計を示しています。「坂出市橋梁等長寿命化修繕計画」によると、補修の優先順位を考慮しつつ予算を平準化し、長寿命化を図る場合、今後 50 年間で約 60 億 2 千万円かかることが分かりました。年平均を計算すると、毎年約 1 億 2 千万円かかる試算です。

図表 6-6 は、橋りょうの直近 5 カ年の投資的経費を示しています。令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 カ年における 1 カ年当たりの平均は約 1 億 3 千万円であることから、現在の投資的経費と同程度という結果となりました。

計画に基づいて、経済的な維持管理を推進していく必要があります。

図表 6-5 : 橋りょうの更新費用予測



(資料 : 坂出市橋梁等長寿命化修繕計画)

図表 6-6：橋りょうの直近 5 カ年の投資的経費(千円)

年度	既存更新及び 新規整備分	用地取得分	合計
R2 年度(2020 年)	148,806	0	148,806
R3 年度(2021 年)	165,057	0	165,057
R4 年度(2022 年)	155,410	0	155,410
R5 年度(2023 年)	98,320	0	98,320
R6 年度(2024 年)	77,749	0	77,749
平均	129,068	0	129,068

### (3) 維持管理の基本方針

施設の数量・品質・コストの適正性に対しては、以下のような基本的な考えのもとに、施設の管理・運用費の削減に取り組みます。

#### ① 数量の適正性に関する基本的な考え方

厳しい財政状況を踏まえ、安全性を確保しつつ効率的・効果的な事業計画に基づく改善・維持修繕により、施設の更新を図ることが求められます。本市では令和6年10月に橋梁等長寿命化修繕計画を策定しており、計画的かつ予防的な対応に転換を図り、橋りょうの長寿命化及びコスト縮減を図ることとしています。

#### ② 品質の適正性に関する基本的な考え方

橋りょうの状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

#### ③ コストの適正性に関する基本的な考え方

橋梁等長寿命化修繕計画によると、市が管理する橋りょうの中で、架設後 50 年以上経過した橋りょうは、全体の 66%を占めているため、近い将来一斉に架替時期を迎えることが予測されます。したがって、計画的かつ予防的な修繕対策の実施へと転換を図り、修繕及び架替に要するコストを縮減します。

### 第3節 港湾

#### (1) 施設の概要

図表 6-7 は、本市が保有する港湾の施設についてまとめたものです。

図表 6-7：港湾施設(施設数)

施設種類	坂出港	木沢港	与島港	小計(施設別)
泊地/船だまり	11	2	6	19
防波堤	6	1	10	17
防砂堤	3	2	0	5
導流堤	3	2	0	5
護岸	77	5	29	111
突堤	1	0	1	2
岸壁	12	0	2	14
係船くい	1	0	0	1
浮棧橋	3	0	2	5
物揚場	15	0	7	22
船揚場	3	0	0	3
道路	15	0	2	17
橋りょう	2	0	0	2
野積場	25	0	2	27
船舶給水施設	13	0	2	15
緑地	3	0	1	4
その他の施設	3	0	1	4
小計(港湾別)	196	12	65	273

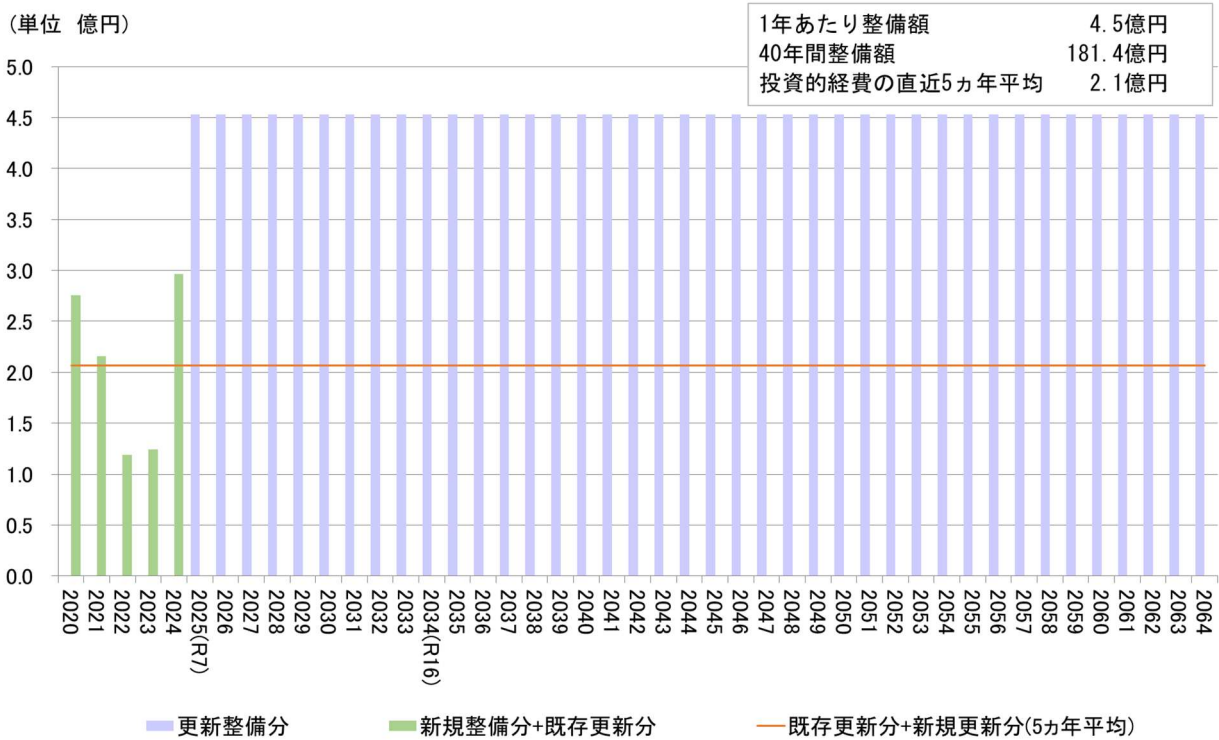
(注)施設数は、海岸保全施設を含んでいます。

#### (2) 将来の更新費用の推計

図表 6-8 は、港湾施設の将来の更新費用の推計を示しています。本市が所有する港湾施設について、将来の更新費用を試算した結果、現状規模のまま更新を行った場合、今後 40 年間で約 181 億 4 千万円かかることが分かりました。年平均を計算すると、毎年約 4 億 5 千万円かかる試算です。図表 6-9 は、港湾施設の直近 5 年の投資的経費を示しています。1 年当たりの平均は約 2 億 1 千万円であることから、約 2 億 4 千万円不足する試算です。(現状の港湾施設に係る 1 年当たりの投資的経費の約 2.1 倍)

今後、現状規模のまま更新を行うことに加えて港湾施設の新設を行うことを考慮すると、さらなる財源不足が見込まれます。

図表 6-8 : 港湾施設の更新費用予測



(資料：坂出市推計)

図表 6-9 : 港湾施設の直近 5 カ年の投資的経費(千円)

年度	一般会計港湾改修費及び 港湾特別会計港湾整備事業費	合計
R2 年度(2020 年)	275,493	275,493
R3 年度(2021 年)	216,017	216,017
R4 年度(2022 年)	119,147	119,147
R5 年度(2023 年)	124,022	124,022
R6 年度(2024 年)	296,668	296,668
平均	206,269	206,269

(3) 維持管理の基本方針

坂出市内には坂出港、木沢港、与島港の3箇所の港湾があります。港湾施設の多くは昭和40年代～50年代に建設されたものであり、老朽化対策が必要な施設も存在します。

現在の管理方針として、維持管理計画に基づく対策を講じるほか、台風等による護岸の越波や背後地の浸水等、災害による被害を防止するための高潮対策事業や、近年の船舶の大型化に伴う岸壁の増深事業も計画的に実施しています。地震津波対策事業についても、香川県が平成27年3月に策定した香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画に沿って、今後事業

を進めていく予定です。今後とも施設利用状況等を考慮し、施設機能の改良や集約化等の対策を計画的に行っていく必要があります。

今後は、港湾施設の点検診断ガイドライン及び港湾施設の維持管理計画策定ガイドラインに沿って、事後保全型から予防保全型への維持管理の転換とともに、施設の長寿命化とライフサイクルコストの縮減を図ります。

## 第4節 漁港

### (1) 施設の概要

図表 6-10 は、本市が保有する漁港の施設についてまとめたものです。

図表 6-10：漁港施設(施設数)

施設種類	乃生漁港	御供所漁港	西浦漁港	東浦漁港	岩黒漁港	樫石漁港	小計(施設別)
防波堤	3	2	3	8	4	4	24
防砂堤	2	0	0	0	0	0	2
水門	0	0	0	0	0	2	2
護岸	8	6	3	10	3	8	38
突堤	0	0	1	0	0	1	2
岸壁	0	0	0	0	0	1	1
物揚場	5	3	5	5	3	2	23
栈橋	1	0	0	1	0	1	3
船揚場	2	2	2	2	0	1	9
その他係留施設	0	0	1	0	0	0	1
航路及び泊地	1	1	1	3	1	3	10
道路	0	1	0	2	3	11	17
漁港施設用地	0	0	0	7	10	25	42
処理、保蔵及び加工施設	1	0	0	0	0	0	1
小計(漁港別)	23	15	16	38	24	59	175

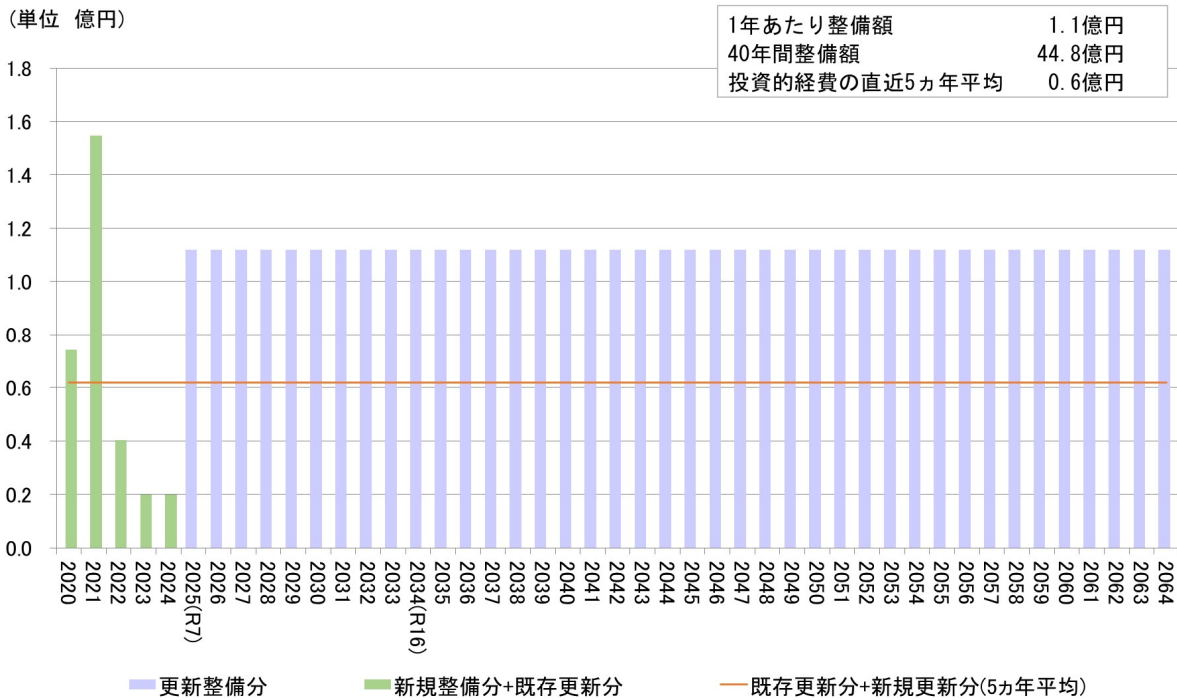
(注)施設数は、海岸保全施設を含んでいます。

### (2) 将来の更新費用の推計

図表 6-11 は、漁港施設の将来の更新費用の推計を示しています。本市が所有する漁港施設について、将来の更新費用を試算した結果、現状規模のまま更新を行った場合、今後 40 年間で約 44 億 8 千万円かかることが分かりました。年平均を計算すると、毎年 1 億 1 千万円かかる試算です。図表 6-12 は、漁港施設の直近 5 年の投資的経費を示しています。1 カ年当たりの平均は約 6 千万円であることから、約 5 千万円不足する試算です。(現状の漁港施設に係る 1 カ年当たりの投資的経費の約 1.8 倍)

今後、現状規模のまま更新を行うことに加えて漁港施設の新設を行うことを考慮すると、さらなる財源不足が見込まれます。

図表 6-11：漁港施設の更新費用予測



(資料：坂出市推計)

図表 6-12：漁港施設の直近5ヵ年の投資的経費(千円)

年度	一般会計 漁港改修費	合計
R2 年度(2020年)	74,132	74,132
R3 年度(2021年)	154,730	154,730
R4 年度(2022年)	40,394	40,394
R5 年度(2023年)	20,000	20,000
R6 年度(2024年)	20,000	20,000
平均	61,851	61,851

(3) 維持管理の基本方針

坂出市内には乃生漁港、御供所漁港、西浦漁港、東浦漁港、岩黒漁港、櫃石漁港の6箇所の漁港があります。漁港施設の多くは昭和40年代～50年代頃に整備されたものであり、老朽化対策が必要な施設も存在します。

現在の管理方針として、機能保全計画に基づく対策を講じるほか、台風等による護岸の越波や背後地の浸水等、災害による被害を防止するため、高潮対策事業も計画的に実施してい

ます。今後とも施設利用状況等を考慮し、施設機能の改良や集約化等の対策を計画的に行っていく必要があります。

今後は、水産基盤施設ストックマネジメントのためのガイドラインに沿って、事後保全型から予防保全型への機能保全の転換とともに、施設の長寿命化とライフサイクルコストの縮減を図ります。

## 第7章 企業会計系公共施設の管理に関する基本的な方針

### 第1節 上水道施設

上水道関連の施設及び管渠等に関しては、平成30年度より、香川県広域水道企業団が設置され、本市の上水道関連施設も同組織に承継しているため、本計画の対象に含んでいません。

### 第2節 下水道施設

#### (1) 施設の概要

下水道施設は、市の健全な発展及び環境衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的として設置します。図表7-1は、坂出市の下水道施設の管渠延長を示しています。過去整備を行った施設については今後も老朽化が進行し、維持や更新のための財政支出が増大すると予測されます。

図表7-1：下水道管渠延長

区分	延長[m]
下水道管渠	95,106

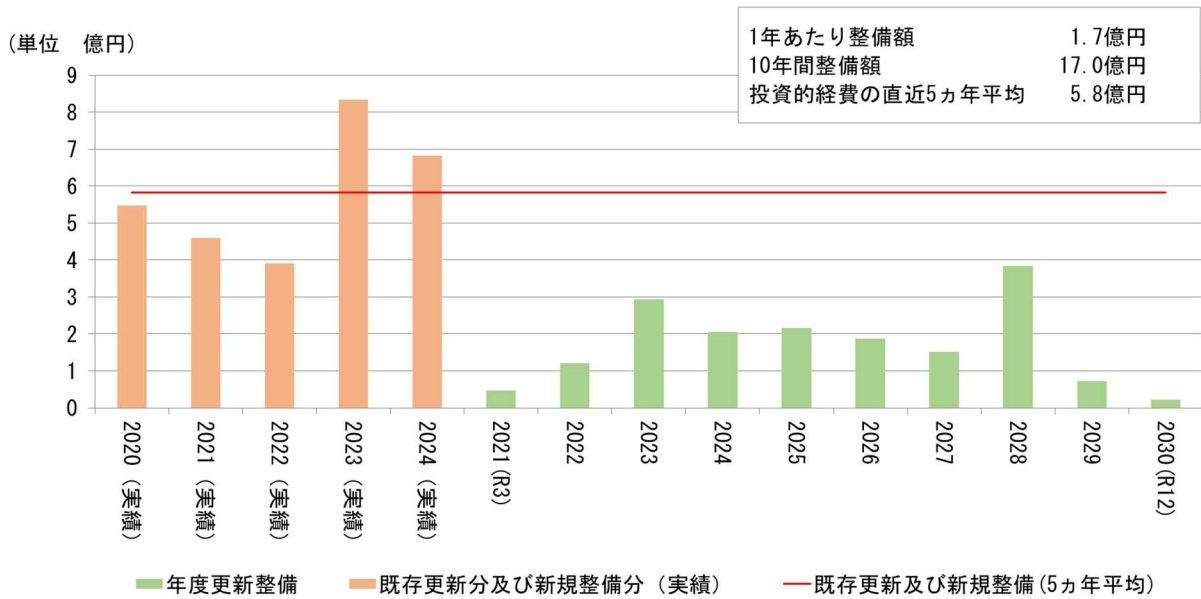
#### (2) 将来の更新費用の推計

図表7-2は、下水道施設の将来の更新費用の推計を示しています。

坂出市下水道ストックマネジメント計画によると、長寿命化を図る場合、10年間で約17億円かかることが分かりました。年平均を計算すると、毎年約1億7千万円かかる試算です。

また図表7-3は、下水道施設の直近5カ年の投資的経費を示しています。決算統計によると、新規整備に充てられた金額の1カ年当たりの平均は約3億8千万円、既存更新に充てられた金額の1カ年当たりの平均は約2億1千万円で、合計すると約5億8千万円となっており、今後新規整備と合わせて維持管理を行ううえで負担の増加が予測されます。

図表 7-2：下水道施設の更新費用予測



(資料：坂出市下水道ストックマネジメント計画)

図表 7-3：下水道施設の直近5ヵ年の投資的経費(千円)

年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
R2 年度(2020 年)	21,710	525,548	0	547,258
R3 年度(2021 年)	132,789	326,037	0	458,826
R4 年度(2022 年)	120,748	269,510	0	390,258
R5 年度(2023 年)	462,159	372,535	0	834,694
R6 年度(2024 年)	289,814	393,029	0	682,843
平均	205,444	377,332	0	582,776

(3) 維持管理の基本方針

公共下水道の管渠は昭和 53 年より敷設が進められ、約 45 年が経過しています。国土交通省の耐用年数表によると、管渠の基準は 50 年となっており、多くの管渠が近く更新の時期を迎えることになることから、今後の基本方針は、公共下水道事業全体の維持管理の指針として策定した坂出市下水道ストックマネジメント計画に基づいて、適切な維持管理を図っていきます。

### 第3節 病院施設

#### (1) 施設の概要

図表 7-4 は、本市が保有する病院施設の施設名称、延床面積及び築年数をまとめたものです。

図表 7-4：病院施設の状況

施設名称	延床面積[m <sup>2</sup> ]	築年数[年]
坂出市立病院	15,888	11

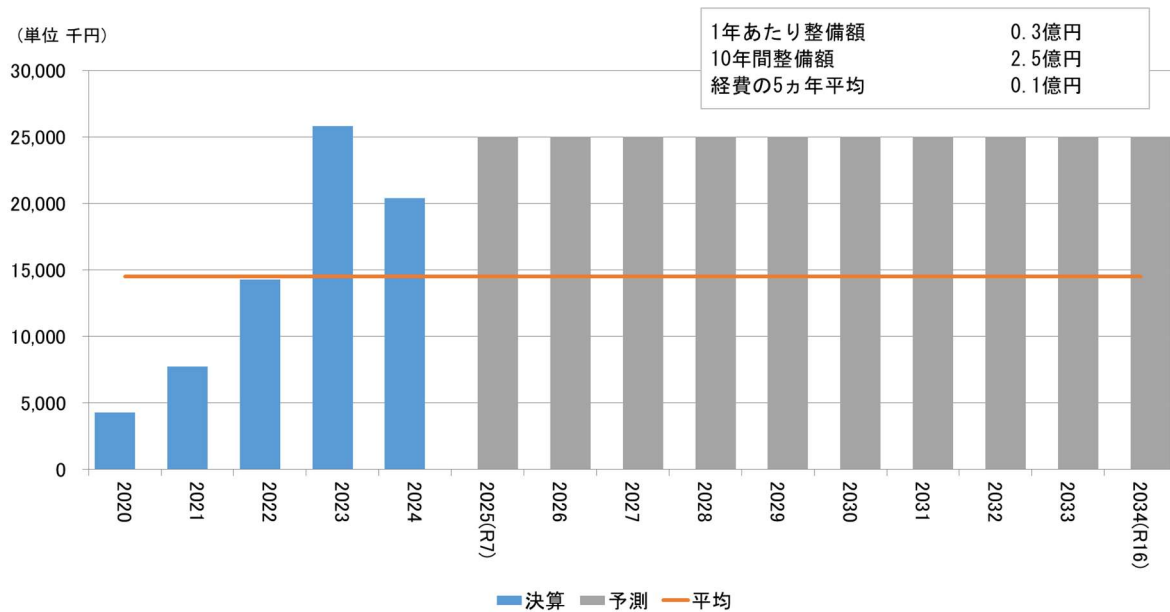
#### (2) 将来の更新費用の推計

図表 7-5 は、坂出市立病院の建物に関する将来更新費用の推計を示しています。

「坂出市立病院個別計画」によると、修繕等の費用は、年間 2,500 万円程度見込まれることが分かりました。

また図表 7-6 は、修繕等費用の 5 カ年の経費を示しています。建築後経年とともに、修繕費用は明らかに増加傾向にあるため、計画に基づいて、適切な維持管理を図ります。

図表 7-5：坂出市立病院施設の修繕費用予測



(資料：坂出市立病院個別計画)

図表 7-6：病院施設の直近 5 カ年の修繕等費用（千円）

年度	修繕等費用
R2 年度(2020 年)	4,256
R3 年度(2021 年)	7,726
R4 年度(2022 年)	14,270
R5 年度(2023 年)	25,782
R6 年度(2024 年)	20,401
平均	14,487

### (3) 修繕等の方針

個別施設計画において、建築後 30 年を目途に大規模改修工事を見込んでいますが、現在の厳しい財政状況においては、改修工事を前提とした対策では対応しきれないことが予想されます。そのため、中長期的な維持管理等におけるトータルコストの削減、予算の平準化の観点から、改修だけを前提とした計画ではなく、日頃からの点検、診断により、施設の損傷が軽微である早期段階で予防的な修繕等を効果的に行うことにより、被害リスクの緩和を図り、突発的な大事故や費用発生を抑制することとします。

### (4) 目標使用年数

個別施設計画において、目標使用年数は 70 年に設定されていますが、法定耐用年数は 39 年（事務所用は 50 年）とされており、免震構造を備えた躯体の構造等のみを勘案した目標使用年数は 70 年であるものの、実際の使用可能年数は、法定耐用年数における事務所用との差異を考慮し、55 年程度であると考えられます。

次期建替時の建設単価等について、確固たる根拠は乏しいものの、現在と同規模の建築面積とした場合、建設費用は新築当時の建設単価の 2 倍と仮定すると約 90 億円、1.5 倍でも約 68 億円が必要となり、公立病院としての存続意義・役割を勘案しながら計画する必要がありますが、財源全額を企業債で補うのではなく、一定程度の内部留保資金を確保しながら病院経営を行っていく必要があります。

## 第8章 おわりに

### 第1節 推進体制

本計画に基づき、関係部局との連携を図ります。また、以下の内容を共有するものとします。

#### (1) 全庁的な推進体制

公共施設等総合管理計画の推進については、本計画の意義や方向性を全庁的な共通認識とし、施設を管理する所管課と関係課が相互に連携・協力を図りながら、着実に取り組んでいく必要があります。

当面は、庁内の検討組織である「坂出市行財政改革推進委員会」（市長を委員長に、副市長及び関係部局長等で構成）を中心に、公共施設等総合管理計画の進行管理を行います。

#### (2) 職員のマネジメント意識の共有

また、公共施設等の維持管理・更新に関する問題は、職員一人ひとりが問題意識を持ち、全庁的に取り組むことが必要であることから、庁内での研修等を通じて意識啓発に努めていきます。

#### (3) 市民及び議会との情報共有

公共施設の集約化や複合化等の見直しを進めるためには、市民や市民の代表である議会の理解と協力が欠かせません。そのため、本市の公共施設等に関する課題を分かりやすく発信し、合意形成を図っていく必要があります。

### 第2節 今後の課題

本市が所有する全ての公共施設等について、試算を行った結果、年平均で毎年約35億6千万円かかる試算となりました。現在要している経費（過去の投資的経費平均額等）は1ヵ年当たり平均で約38億1千万円であり、全体としては財源の不足は生じない結果となりました。

ただし、一部の種別において個別施設計画（長寿命化計画）が未策定となっているインフラ系公共施設においては、不足が生じる試算結果となっており、長寿命化を踏まえた計画の策定と、計画の推進が必要となっています。また、新規整備や毎年の維持管理を実施することを考慮すると、投資的経費の全額を大規模改修や建替へ割り当てることは困難であると考えられ、財源不足が懸念されます。そのような状況の下で、現在保有している公共施設の全てをそのまま保有し続けることは現実的ではないと考えられます。

今後、人口減少・少子高齢化が進むとともに、市の財政が大きく好転することが考え難い社会経済情勢下では、公共施設の再配置を進めるとともに、持続可能な公共施設の保有量へと縮減を進めていく必要があります。

### 第3節 フォローアップの実施方針

本計画を継続して発展させ、公共施設等の適正配置を推進するために、本計画を踏まえた各公共施設等の取組状況に応じて、「Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）」のPDCAサイクルに基づく本計画の進行管理を行い、適切なタイミングで目標や方針の見直しを実施します。

令和 8 年 3 月策定

---

発行 坂出市

編集 坂出市総務部財務課

〒762-8601 香川県坂出市室町二丁目 3 番 5 号

TEL. 0877-44-5088

FAX. 0877-44-4056

<https://www.city.sakaide.lg.jp/>

---